

鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画
【基本計画編】

令和3年3月

鎌ヶ谷市

【 目 次 】

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の構成と期間	4
4	国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い	5
5	計画策定のプロセス	6
第2章	国土強靱化に係る本市の地域特性	7
1	概況	7
2	自然条件	8
3	社会条件	11
4	まちの特徴	12
5	災害履歴と今後の想定	18
第3章	国土強靱化の基本的な考え方	22
1	想定するリスク	22
2	基本目標	23
3	事前に備えるべき目標	24
4	リスクシナリオと施策分野の設定	25
5	脆弱性の分析・評価、課題の検討	28
第4章	推進方針	32
1	リスクシナリオごとの推進方針	32
目標1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	32
目標2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	41
目標3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	49
目標4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	52
目標5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	55
目標6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	61
目標7	制御不能な二次災害を発生させない	66
目標8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	73

2	リスクシナリオごとのプログラム(施策群)表	78
第5章	計画の推進と進捗管理	95
1	施策の重点化	95
2	進捗状況の把握	97
3	計画の見直し	97
用語集		98

本文中に、(※) が付いている用語については、巻末の【用語集】に解説があります。

○本計画での記載上の注意

- ①図、表、文章を作成し記載する上で、他の計画や公表されている情報等を参考としている場合には、その参考とした資料名を「資料」として記載しています。
- ②本計画に記載している図、表、文章が他の計画や公表されている情報等から引用している場合には、その資料名を「出典」として記載しています。

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

わが国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、その激しい揺れと巨大津波により、多数の死傷者、建物被害や土木インフラの損傷等の甚大な被害が発生しました。さらには東京電力福島第一原子力発電所での事故が誘発され、二次被害として長期間、また広域にわたって生活、経済活動への影響が生じることとなりました。文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%程度と推計されています。

また、令和元年9月には台風第15号、同年10月には台風第19号が襲来し、東日本各地で暴風による家屋被害や浸水被害が発生しました。

このように近年は自然災害が頻発化、激甚化する傾向にあり、より一層の災害への対応力の強化と防災に係る各取組みの実行性の向上が求められています。

国は東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しても、地域での被害発生やその影響を最小限に抑え、速やかな復旧・復興を推進することができる強靱な地域社会の形成を目指して、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」とします。）を制定し、平成26年6月3日に国土強靱化基本計画を策定（閣議決定）しました。

千葉県では、平成29年1月に千葉県国土強靱化地域計画を策定し、千葉県としての強靱な地域づくりを進めています。

このような状況を踏まえ、本市においても、今後発生が想定される自然災害に備えて、尊い人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を兼ね備えた災害に強いまちづくりを推進するため、鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画を策定します。

●国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。

資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編

国土強靱化基本法における国土強靱化地域計画の位置づけ

(基本理念)

第2条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

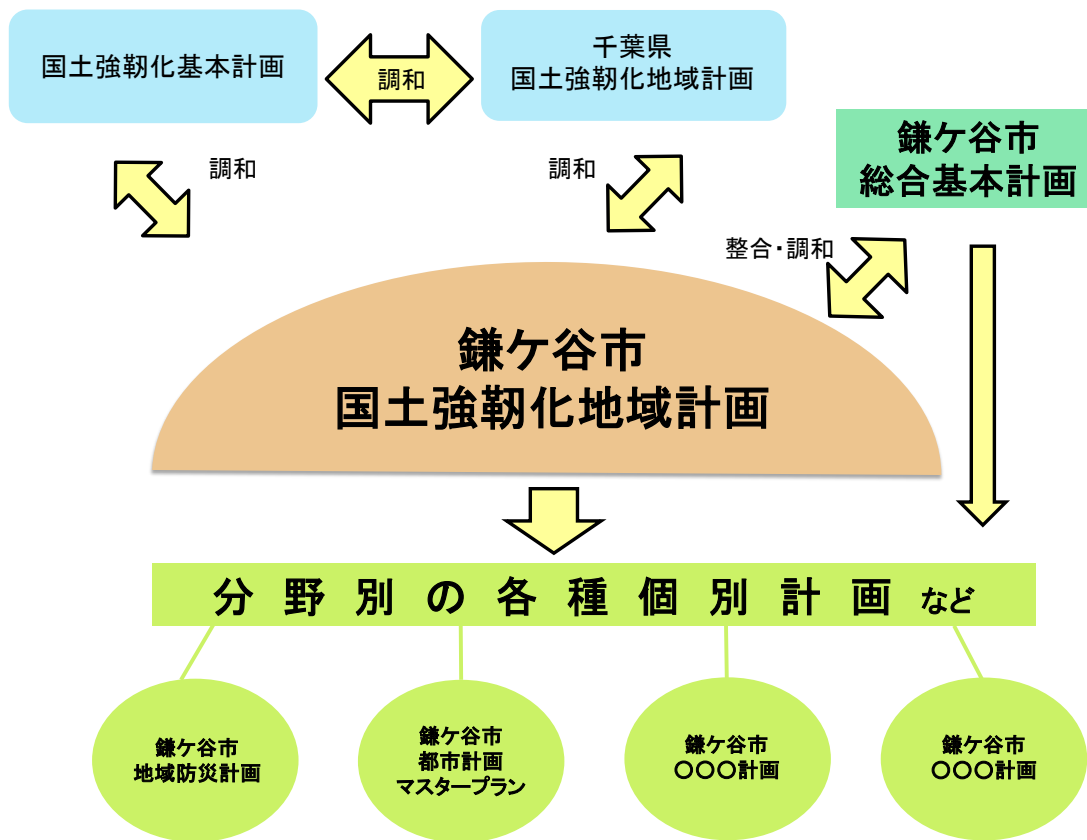
第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靭化基本法第2条の基本理念及び第4条の地方公共団体の責務を踏まえ、国が定める国土強靭化基本計画や千葉県国土強靭化地域計画と調和を保ちながら、第13条の規定に基づいて策定する法定の計画です。

また、本計画は鎌ヶ谷市総合基本計画との整合・調和を保ちつつ、本市における国土強靭化に関する施策推進の基本的な事項を定めるものです。

鎌ヶ谷市における国土強靭化地域計画の位置づけ



3 計画の構成と期間

本計画は「基本計画編」及び「アクションプログラム編」の2編で構成します。

本計画の計画期間は、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画の計画期間と同じく令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

ただし、必要な事項は適宜、追加、見直しできるものとします。

基本計画編とアクションプログラム編の主な内容

名称	主な内容	計画期間
基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の趣旨や位置づけ ○基本目標・リスクシナリオ ○推進方針 	令和3年度から 令和8年度までの 6年間
アクションプログラム編	<ul style="list-style-type: none"> ○リスクシナリオごとの実施事業・取組み 	

4 国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い

災害時の対応等を定める計画として鎌ヶ谷市地域防災計画が策定されていますが、国によれば国土強靱化地域計画と地域防災計画とは以下の表のような違いがあるものとしています。

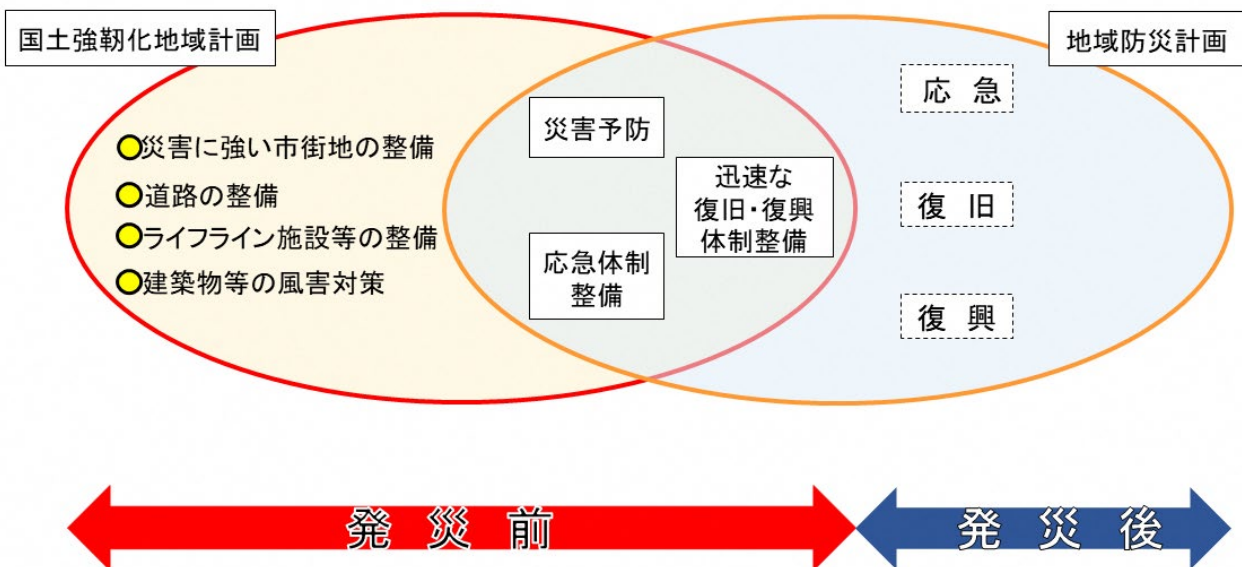
本市においては、地域防災計画の内容も踏まえながら、発生しうる災害リスクを想定(リスクシナリオの設定)し、リスクに対する「事前準備」を進めるとの観点を重視して、国土強靱化に向けた総合的な推進方針を定めるものとします。

国土強靱化地域計画と地域防災計画の特徴

視点	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討の アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を明らかにし、ハード・ソフト分野を含めて推進方針を策定	災害の種類ごとに災害予防策・応急・復旧・復興の対応策を整理策定
主な 対象時期	災害発生後の最悪の事態を回避するため、「発災前の期間」を対象に予防策・復旧・復興の事前準備を中心	発災前の災害予防策も含みつつ、主に発災時・発災後の対応を中心
施策の 設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオと合わせた施策の設定	—
施策の重点 化の有無	あり	なし

資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編

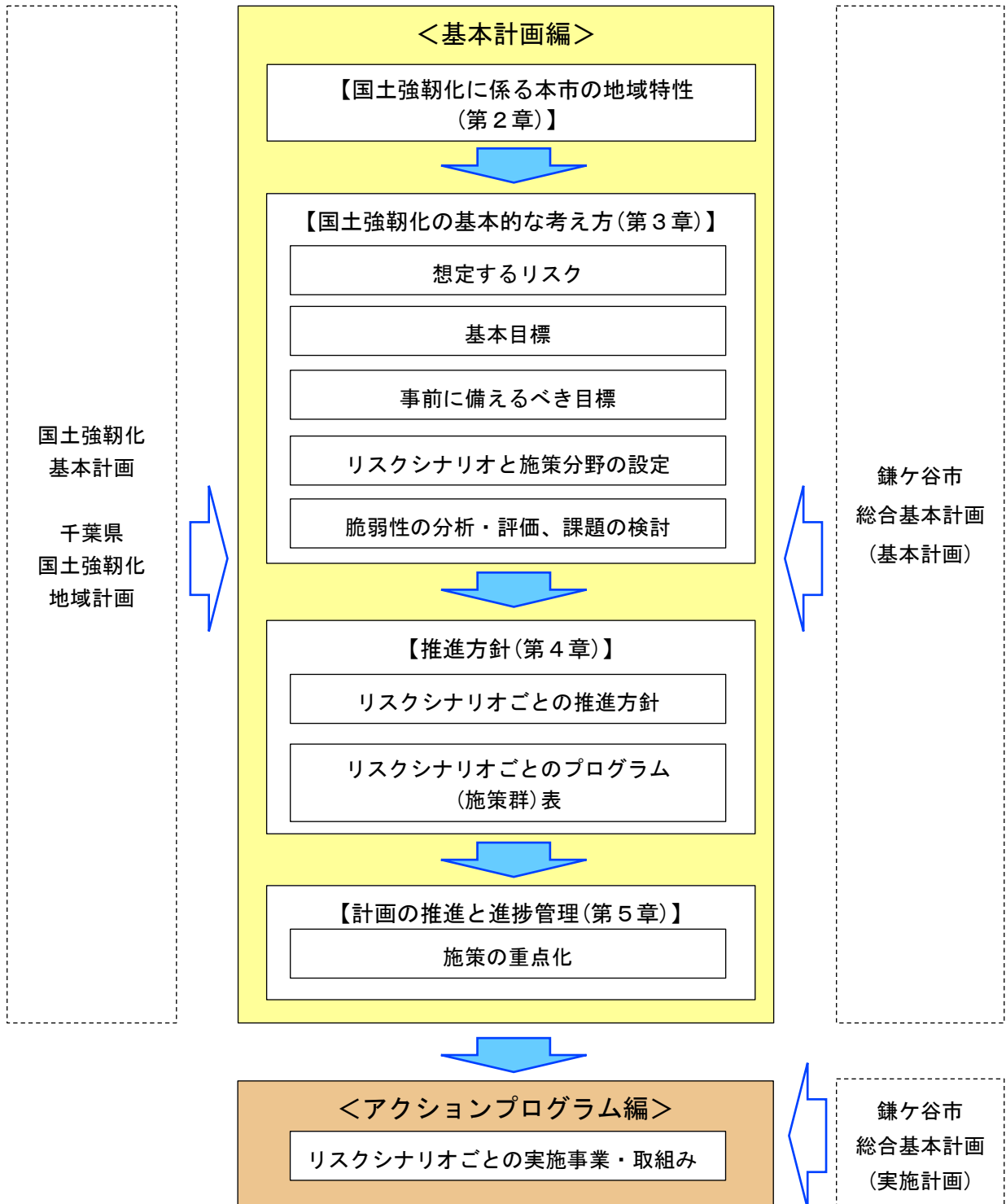
地域防災計画との違い



5 計画策定のプロセス

本計画は、国の策定ガイドラインに示される手順を参考に策定を進めます。

鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画の策定のプロセス



第2章 国土強靱化に係る本市の地域特性

1 概況

(1) 位置・沿革

ア 市の位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から25km圏内に位置しています。

東西4.97km、南北6.60kmで市域の面積は21.08km²であり、北は柏市、東は白井市、南は船橋市、西は市川市、松戸市に接しています。

鎌ヶ谷市の位置



出典：市資料

イ 市の沿革

明治22年の町村制により、佐津間・栗野・初富・鎌ヶ谷・道野辺・中沢に、印旛郡根村から軽井沢を加え、7つの地区を合わせて新しく鎌ヶ谷村が誕生しました。

昭和27年の町村合併促進法により、鎌ヶ谷村周辺の町村も再編成が進められたものの、昭和33年、鎌ヶ谷村は町の標準人口8,000人を超えていたこともあり、周辺の村々との合併もなく町制が施行されました。

昭和45年の地方自治法の改正を受け、昭和46年に千葉県では24番目の市として、鎌ヶ谷市が誕生しました。

その後、鉄道等の都市基盤整備の充実により、平成8年には人口10万人を超え、首都圏のベッドタウン、千葉県北西部地域の広域交流拠点として発展してきました。

2 自然条件

(1) 気象

本市の年平均気温は15.8℃(令和元年)となっています。今までの最高気温は、昭和46年に記録した39.0℃、最低気温は昭和50年、53年に記録した-9.0℃です。

年間降水量は1,357.0mm(令和元年)で、全国的に見ても雨量が少ない方となっています。特に冬季は乾燥した晴天の日が続きます。

資料：鎌ヶ谷市地域防災計画

(2) 地形・地質

本市は、下総台地と呼ばれる約12.5万年前に形成された海成段丘上に位置しています。

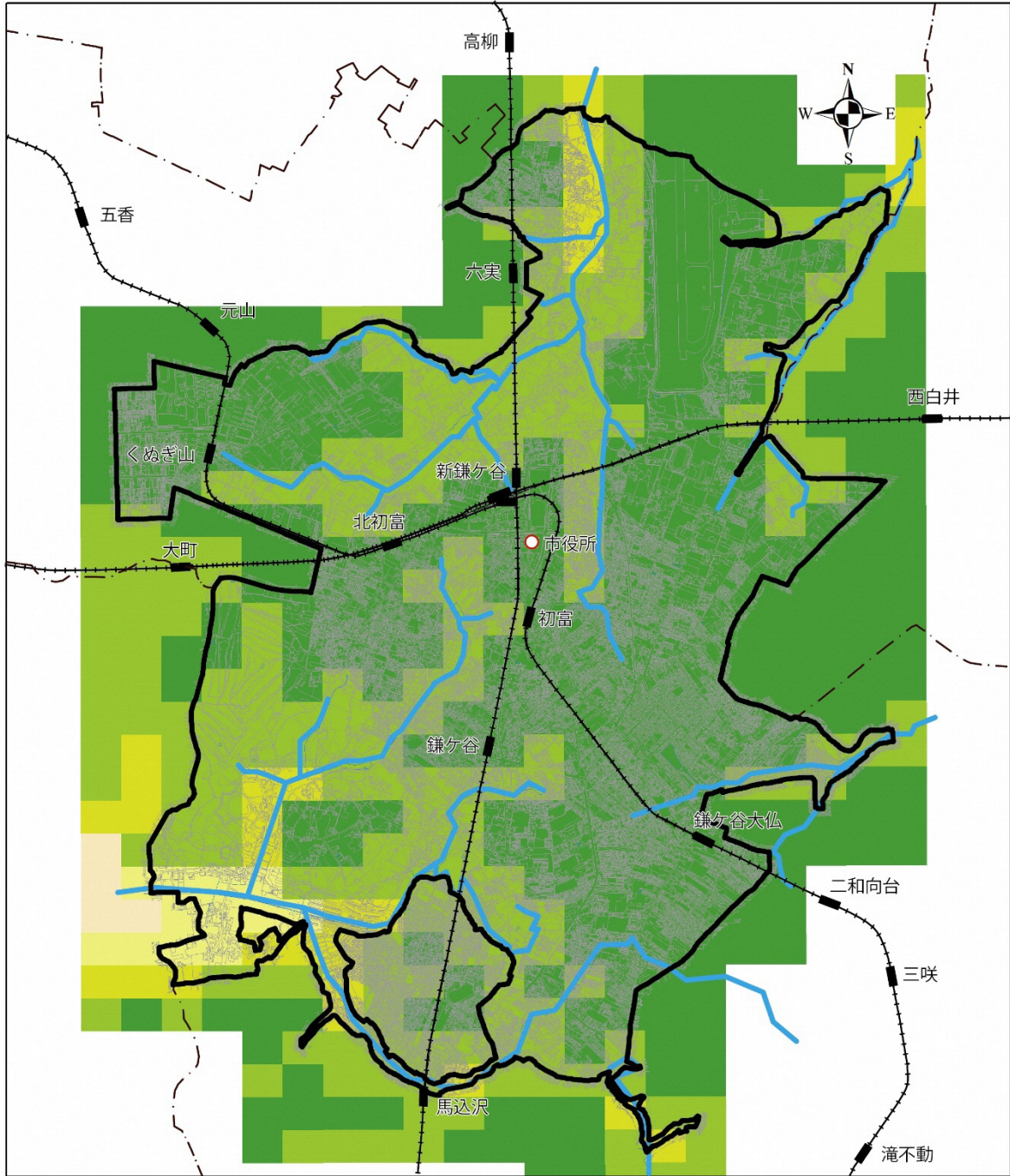
全体としては標高10～20mの丘陵の起伏をもち、台地は幅100mほどの谷(串崎新田、道野辺等に広がる)が刻まれています。

台地の高いところでは標高約30m、谷底では標高約7～10mとなっています。地形区分では、概ねローム台地とされる地形が広がり、河川沿いには谷底低地が形成されています。

台地を構成する地層は、主に成田層群と呼ばれる砂層からなるとされ、表層の数mはローム層からなっています。谷では表層の数mは軟弱な砂層やシルト層からなり、それより深部は成田層群にあたるとされています。

資料：鎌ヶ谷市地域防災計画

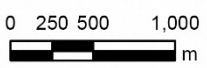
標高（250mメッシュ）国土数値情報



標高250mメッシュ	
	10m未満
	10m以上 - 15m未満
	15m以上 - 20m未満
	20m以上 - 25m未満
	25m以上

	行政区域 (都市計画区域)
	鉄道・鉄道駅
	市役所

	河川
--	----



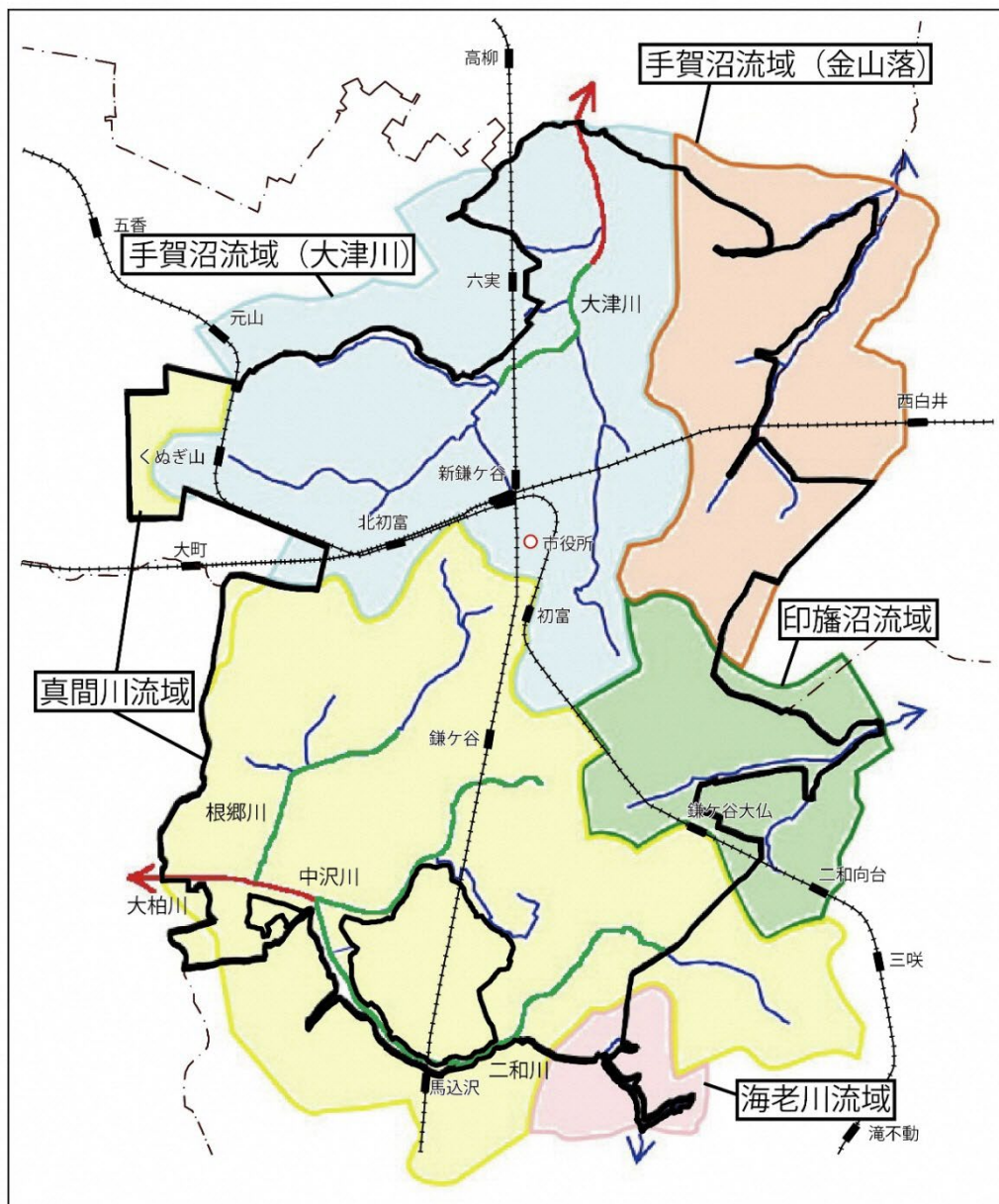
資料：国土数値情報

(3) 河川

市内には複数の水源地を有し、谷地にある川とその流域は、下の図に示すように大きく5つに分かれています。

利根川水系手賀川支流である一級河川大津川と金山落の流域（手賀沼流域）、利根川水系神崎川支流の一級河川二重川の上流（本市部分では水路）の流域（印旛沼流域）、東京湾に注ぐものとして、利根川水系江戸川から分かれる真間川の支流である一級河川大柏川とこれに流れ込む準用河川の中沢川、二和川、根郷川の流域（真間川流域）、二級河川海老川に流れ込む流域（海老川流域）からなります。

河川流域図



資料：市資料

3 社会条件

(1) 人口・世帯

ア 人口・世帯

住民基本台帳によると本市の人口は平成22年の107,820人から、概ね増加傾向にあり、令和元年には110,091人となっています。

世帯数も平成22年の44,217世帯から、一貫して増加傾向にあり、令和元年時点では49,875世帯となっています。

一方、1世帯あたりの世帯人員は平成22年の2.4人から減少傾向にあり、令和元年時点では2.2人となっています。

人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加の傾向が続いてきましたが、将来的には減少に転じる見通しもあります。

資料：総合基本計画資料・国立社会保障人口問題研究所

イ 年齢3区分別人口の状況

本市の年齢3区分別人口を見ると、15歳未満の年少人口は平成24年の14,555人をピークに減少に転じています。構成比は平成22年の13.4%以降概ね減少しています。令和元年時点では13,099人(11.9%)と実数・構成比ともに最も低くなっています。

また、15～64歳の生産年齢人口は、実数・構成比ともに平成22年の70,331人(65.2%)から概ね減少傾向であり、令和元年時点では66,041人(60.0%)となっています。

65歳以上の高齢者人口は実数・構成比ともに大幅に増加しており、平成22年の23,052人(21.4%)に対して、令和元年は30,951人(28.1%)となっています。

資料：総合基本計画資料

(2) 産業

本市の事業所数の構成比を産業大分類別に見ると、「卸売業、小売業」が20.3%で最も高く、次いで「建設業」が14.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が10.9%となっています。

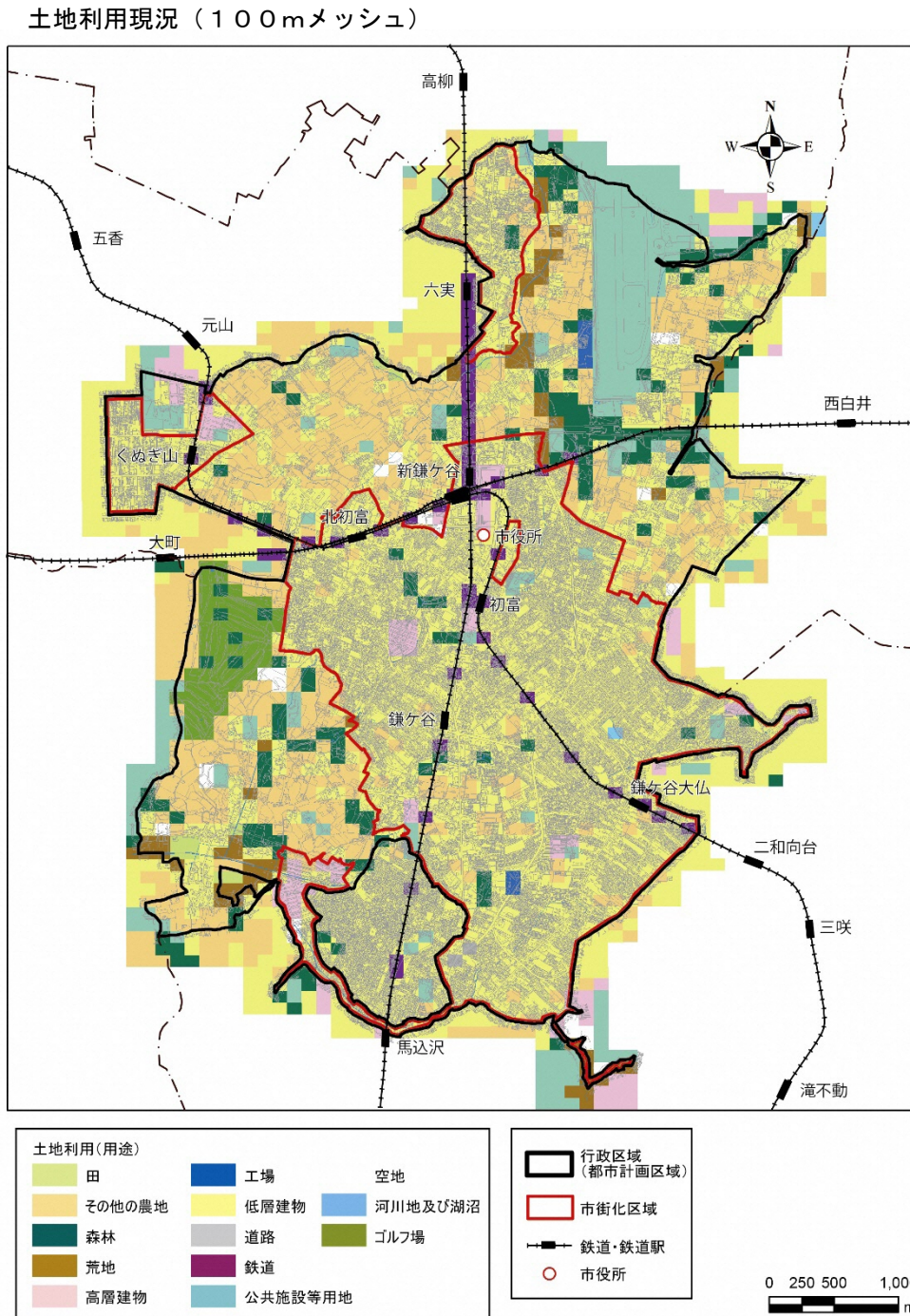
また、従業者数の構成比では、「卸売業、小売業」が19.9%で事業所数と同様に最も高くなっているほか、2番目以降は「医療、福祉」が19.5%、「製造業」が10.3%となっています。

資料：総合基本計画資料

4 まちの特徴

(1) 土地利用

市内の土地利用は、台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきましたが、都市化の進展により南部では多くが住宅地となっています。北部でも旧集落や新京成線、東武野田線、幹線道路に沿った地域には住宅地が形成されています。

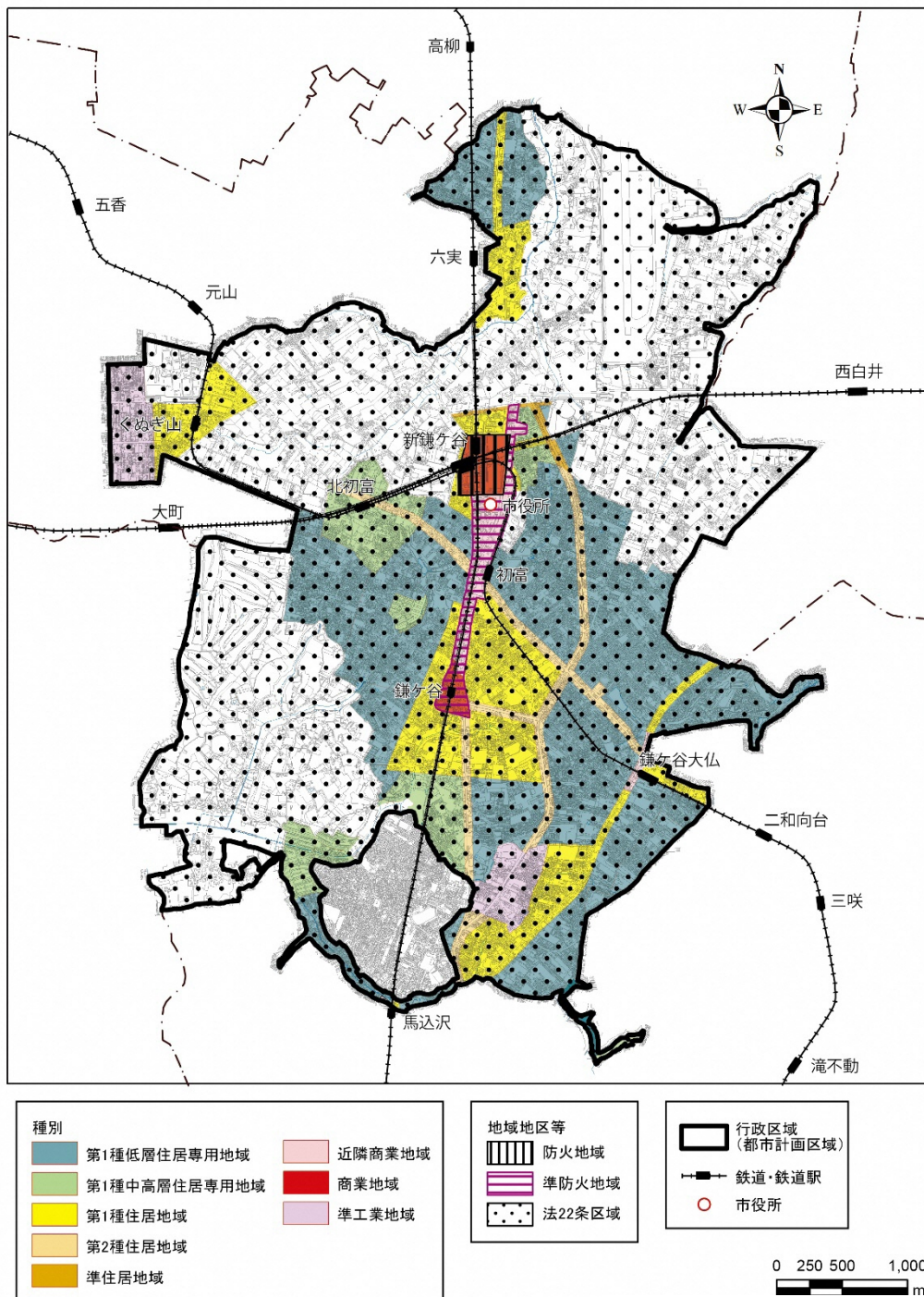


資料：国土数値情報

土地利用に関連する法規制では、本市は全域が都市計画区域に指定されており、うち約半分の1,073haが市街化を図るべき区域として市街化区域に指定されています。市街化区域内では、建物に対する防火対策として、用途地域が商業地域及び近隣商業地域で防火地域や準防火地域が指定されています。

その他、建築基準法第22条区域（建築物の屋根を不燃材で葺く等の措置をする必要のある区域）が指定され、個々の建物における防火対策の取組みを進めています。

防火地域・準防火地域・建築基準法第22条区域の指定状況



資料：国土数値情報

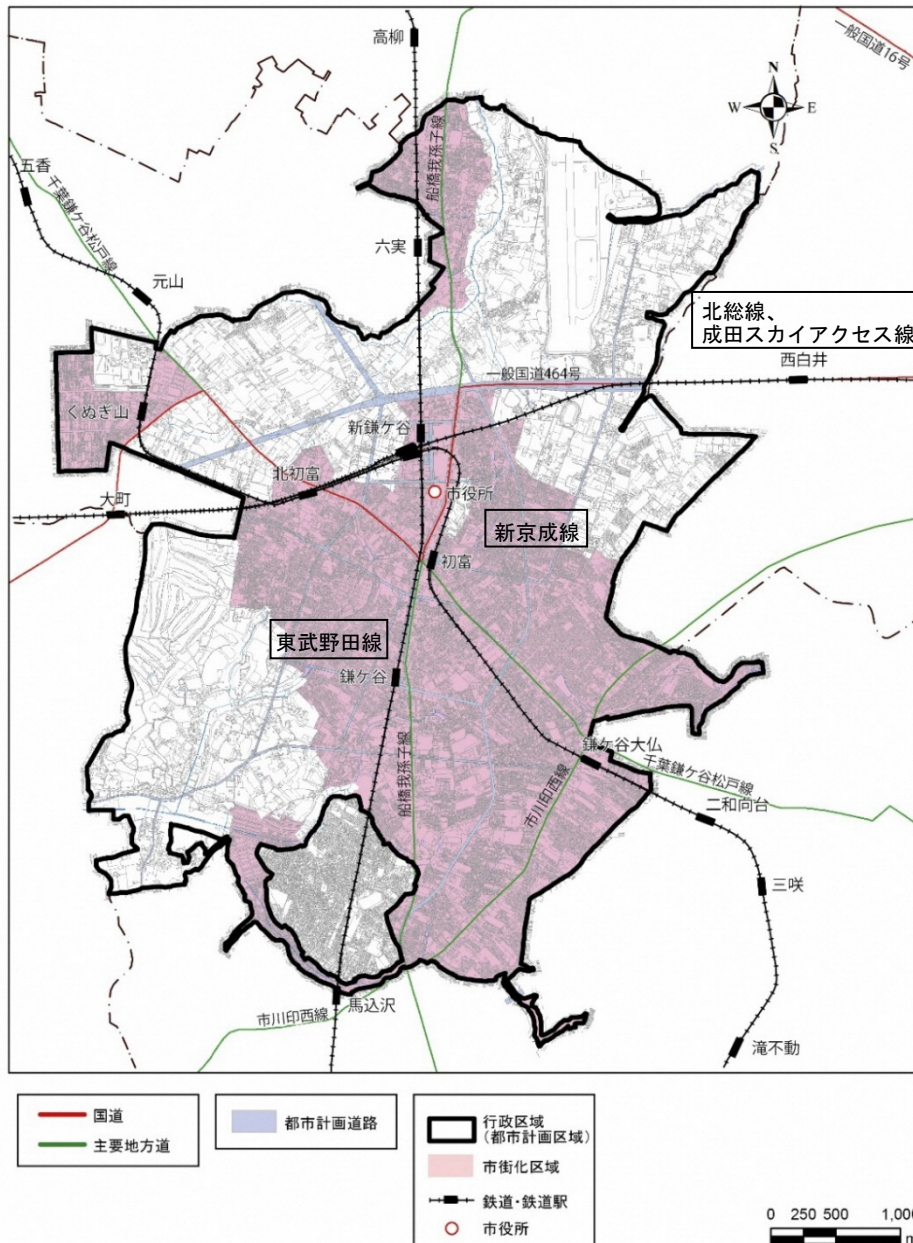
(2) 道路・鉄道網

本市の主要道路は、国道464号と主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線、主要地方道 船橋我孫子線や主要地方道 市川印西線によって、市内外への交通網が広がっています。

千葉県により、第一次緊急輸送道路（※）に国道464号、主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線、主要地方道 船橋我孫子線が、また、第二次緊急輸送道路には主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線(東武野田線より以東側区間)が指定されています。

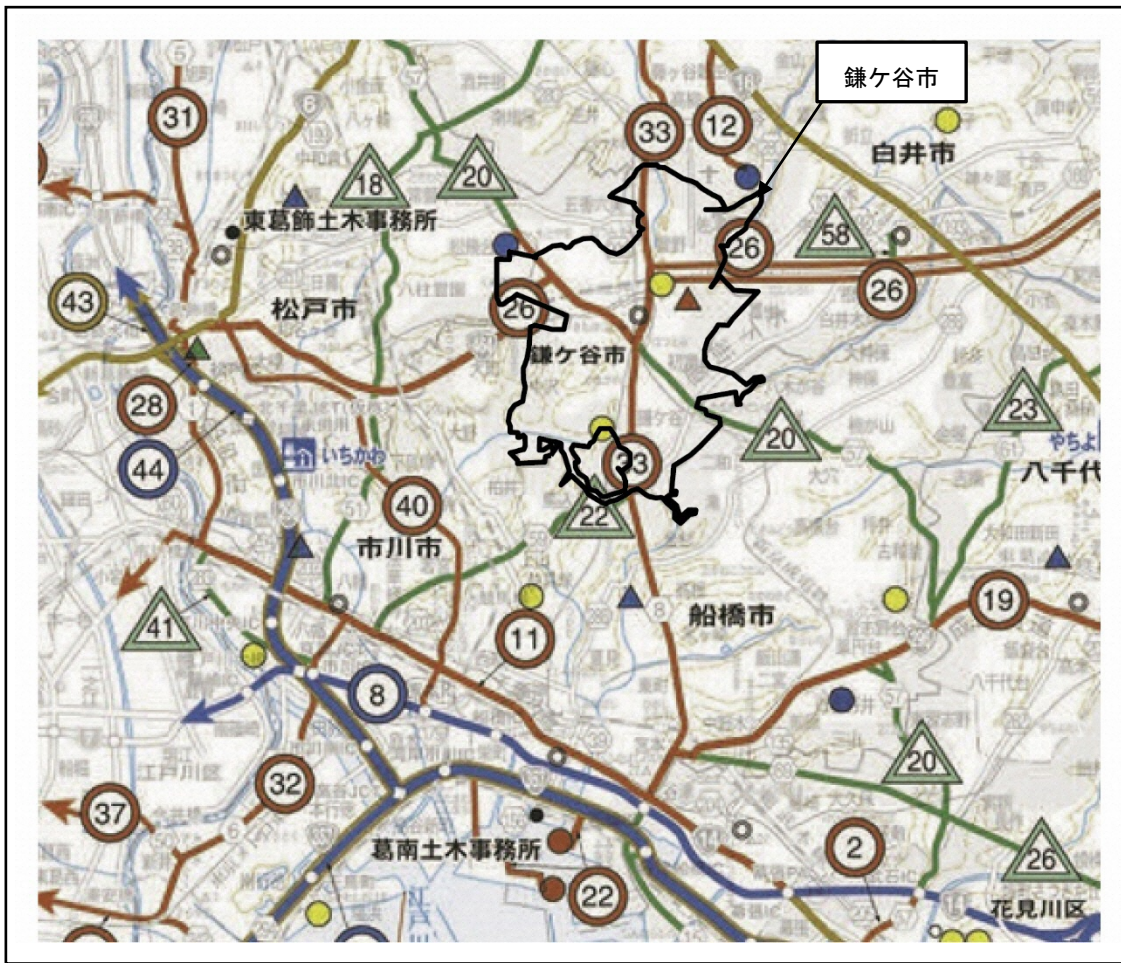
鉄道は、市の中央に新鎌ヶ谷駅が立地し、この駅を中心に、北総線、成田スカイアクセス線、新京成線、東武野田線が交差しています。

主要な道路網・鉄道網



資料：国土数値情報

千葉県 の 緊急輸送道路



凡 例				
輸送施設	道路種別		ルート	ルート番号
	緊急輸送道路	1次路線	高規格幹線道路等	供用 計画
一般国道(指定)			——	○
一般国道(指定外)			供用 計画	○
県道等			——	○
2次路線		有料道路	——	○
		一般国道, 県道等	——	△
設	港	湾	●	
	漁	港	■	
	空	港	●	
	自衛隊基地等		●	
	主なヘリコプター臨時離発着場適地		●	
防災拠点	市役所		○	
	役場・区役所		○	
	広域防災拠点(救援部隊)	災害拠点病院	▲	
		広域物資拠点	▲	
	広域災害ボランティアセンター	▲		

※地図中のルート番号は、緊急輸送道路の番号であるため、国道、県道の番号とは異なります。

資料：千葉県資料

第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 目標1
 目標2
 目標3
 目標4
 目標5
 目標6
 目標7
 目標8
 第5章

(3) 上下水道・エネルギー施設・供給処理施設・公園

ア 上下水道・エネルギー施設(電力・ガス)

本市の上水道は、昭和46年に千葉県企業局により供用が開始されています。市内に浄水場はありません。普及率は、76.7%(平成30年3月31日時点)となっていますが、主要管の耐震化等が課題となっています。

公共下水道は、昭和59年から供用を開始し、処理区域内人口は73,789人、普及率67.0%(令和2年3月31日時点)で、依然として整備途上にあります。

ガスは、京葉瓦斯株式会社及び戸別プロパンガス、電力は東京電力パワーグリッド株式会社により、供給されています。

イ 供給処理施設

供給処理施設として、ごみ焼却場、汚物処理場等が都市計画施設として整備されています。

ウ 公園

市内には、都市計画公園(※)が12箇所(街区公園9、地区公園3)整備されており、都市公園(※)は200箇所、約36haとなっています。(令和2年12月時点)

(4) 災害対応の拠点・避難先となる公共施設

市役所や警察署、文化施設等の公共施設は、新鎌ヶ谷駅を中心に点在しています。

市内の小中学校をはじめ県立高校、公園等が指定緊急避難場所・指定避難所に指定されています。

広域避難場所には市制記念公園、鎌ヶ谷高等学校、鎌ヶ谷西高等学校が指定されています。

市の公共施設の耐震化は完了していますが、機能維持、建物の長寿命化を図るため、計画的に改修を行う必要があります。

(5) 災害発生のおそれのある区域

ア 土砂災害

千葉県により急傾斜地崩壊危険箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険区域1箇所、土砂災害警戒区域7箇所、土砂災害特別警戒区域6箇所が指定されています。
(令和3年3月時点)

イ 浸水害・洪水災害

河川上流部にあたる小規模な河川が多い本市では、千葉県により真間川水系の中沢川、二和川、根郷川の谷底低地部に、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、洪水浸水想定区域が指定されています。

二和川沿いに水害実績箇所が多数分布しており、今後も発生が危惧されているほか、市内の多数の箇所で水害実績箇所が分布しています。

その他中沢川、大柏川、大津川沿いに想定浸水深が2.0～5.0mの区域が広がっています。

市内の微地形(※)上での谷地で、想定浸水深が0.5m未満であるものの浸水可能性のある区域が分散しており、これらに位置する家屋や施設での浸水被害の発生が危惧されます。

こうした情報は、「鎌ヶ谷市洪水ハザードマップ」として作成され、市ホームページにも公開されています。

市では、宅地開発指導要綱に基づいて、雨水流出抑制施設の設置を指導しています。

これらの浸水・洪水被害の発生が危惧される区域の解消のためのインフラ整備の推進や速やかな避難対応の支援等が必要です。

5 災害履歴と今後の想定

(1) 地震

ア 過去の地震災害履歴

本市に影響を及ぼした歴史的な地震は、ほとんどが房総半島沖で発生しています。これらは、太平洋西縁部に当たる日本海溝や相模湾から房総半島南沖を走る相模トラフと呼ばれる海底のくぼみ等で発生する海溝型巨大地震とされます。大正12年の関東大地震等もこれにあたります。

なお、千葉県東方沖地震（マグニチュード=6.7、昭和62年）では、本市の震度は5（旧震度階級）で、建物被害は2棟と幸いにも軽微でありました。

また、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、千葉県下では成田市、印西市で震度6弱となり、沿岸部、埋立地、河川沿いでは液状化被害が発生し、さらに太平洋沿岸では津波による被害が発生しました。本市では、震度5弱を記録し、人的被害は軽傷者が5名、住家被害は大規模半壊が2件、半壊が7件、一部破損が810件、避難者は136名（最大時）となっており、公共施設においても、壁の亀裂や水道管の破損等が発生しました。

その他、帰宅困難者の発生、道路渋滞、電話の輻輳（※）、食料の品切れ、放射能対応等の問題が生じています。

地震災害一覧（平成28年3月31日時点）

地震名	発生年	マグニチュード	震源	本市の被害
元禄地震	元禄16年 (1703年)	7.9~8.2	相模トラフ	記録なし
安政江戸地震	安政2年 (1855年)	6.9	東京湾	記録なし
関東大地震	大正12年 (1923年)	7.9	神奈川県 西部	記録なし
千葉県東方沖地震	昭和62年 (1987年)	6.7	千葉県 東方沖	建物一部損壊2棟
東北地方太平洋沖 地震 (東日本大震災)	平成23年 (2011年)	9.0	三陸沖	人的被害：軽傷者 5名 建物等被害： 住家大規模半壊2件 住家半壊7件 住家一部破損810件 非住家一部破損25件 宅地被害6件 (内：敷地被害解体1)

資料：鎌ヶ谷市地域防災計画

イ 今後の地震災害の想定

今後の地震災害の想定は鎌ヶ谷市地域防災計画において、市域で最も被害が大きくなるのは「東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合」とされ、以下の表のようなことが危惧される事項として想定されています。

地震災害による被害の想定

想定される事項	内容
震度	・市の約98%の地域で震度6弱、2%で震度6強となると予想
液状化	・河川沿いの谷底低地や埋立てされた区域において液状化の危険性が高い
建物被害	・地震の揺れによる被害のほか、液状化による建物被害の発生 ・火災の発生による被害
人的被害	・建物被害、火災、ブロック塀等の倒壊、屋内収容物の転倒等による人的被害の発生
交通施設・ライフラインの被害	・第一次緊急輸送道路に指定される橋梁（栗野橋）の損傷により、1か月程度の通行止めの可能性 ・上水道の配水管の破損による約11日間程度の断水世帯の発生 ・下水道管渠の被害による約11日間程度の機能支障区域の発生 ・電柱及び架空線の配電施設の損傷による約5日間程度の停電区域の発生 ・電柱被害に伴う1日程度の固定電話回線の不通状態の発生 ・地震動による都市ガスの約22日間程度の供給停止区域の発生 ・LPガスの供給支障世帯の発生
避難者・帰宅困難者の発生	・建物倒壊等の被害やライフラインの損傷による市外からの来訪者や市民の帰宅困難者の発生 ・建物被害を原因とする1か月程度の長期間に及ぶ避難者は6,000人を超えると試算
震災（災害）廃棄物の発生	・建物倒壊等の被害に伴う解体瓦礫等の躯体残骸物が東京ドームの1/4程度の堆積量の発生

資料：鎌ヶ谷市地域防災計画等

(2) 風水害

ア 過去の風水害履歴

本市の風水害による床上浸水及び床下浸水の被害発生件数では、平成25年10月の台風第26号による浸水被害が最も多くなっています。また、平成8年9月22日の台風第17号では、大津川沿いの広い範囲と二和川・大柏川の広い範囲で浸水被害が発生し、鎌ヶ谷市の面積の約4%（83万㎡）が浸水する被害が発生しています。

被害の大きな主な風水害

発生日月	災害要因	床上浸水	床下浸水	道路封鎖・道路冠水・住家被害等
昭和56年10月22日	台風第24号による大雨	80	110	
平成元年8月26日	台風第17号による大雨	36	111	
平成3年9月8日	台風第15号による大雨	20	72	
平成3年9月19日	台風第18号による大雨	74	160	
平成5年8月27日	台風第11号による大雨	48	138	
平成6年9月2日	雷雨	21	62	
平成8年9月22日	台風第17号による大雨	86	132	
平成12年5月15日	雷雲	47	114	
平成12年7月7日	台風第3号による大雨	32	32	
平成16年10月8日	台風第22号+秋雨前線	21	60	
平成25年10月15日	台風第26号	186	326	道路冠水：54箇所
平成30年9月30～ 10月1日	台風第24号	—	—	一部損壊：30棟
令和元年9月9日・10月 12日・10月25日	台風第15号・台風第19号 号・大雨	1	21	半壊：15棟、一部損壊：233棟

資料：鎌ヶ谷市地域防災計画、鎌ヶ谷市被災証明発行件数、令和元年分は千葉県防災ポータルサイト

イ 今後の風水害の想定

鎌ヶ谷市洪水ハザードマップの情報に基づいて、浸水が想定される区域内（「浸水想定区域」）には、約1万人、約4,000世帯の市民が暮らしているものと推計されています。

特に中沢川沿い、二和川沿いの区域に多くなっている状況にあります。今後も台風や短時間の豪雨等による浸水被害の発生が危惧されます。

資料：鎌ヶ谷市防災基礎調査

(3) 土砂災害

急傾斜地崩壊危険箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険区域1箇所、土砂災害警戒区域7箇所、土砂災害特別警戒区域6箇所が指定されています。(令和3年3月時点)

これらの区域では、地震時や豪雨時での土砂災害の発生が危惧されます。

(4) その他の災害

その他の災害として、富士山をはじめとする火山噴火による降灰の発生が危惧されます。

第3章 国土強靱化の基本的な考え方

1 想定するリスク

過去の災害履歴や鎌ヶ谷市地域防災計画による災害の想定等を踏まえて、本計画で想定する災害リスクは以下の表のとおりとし、新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響も考慮するものとします。

想定するリスク

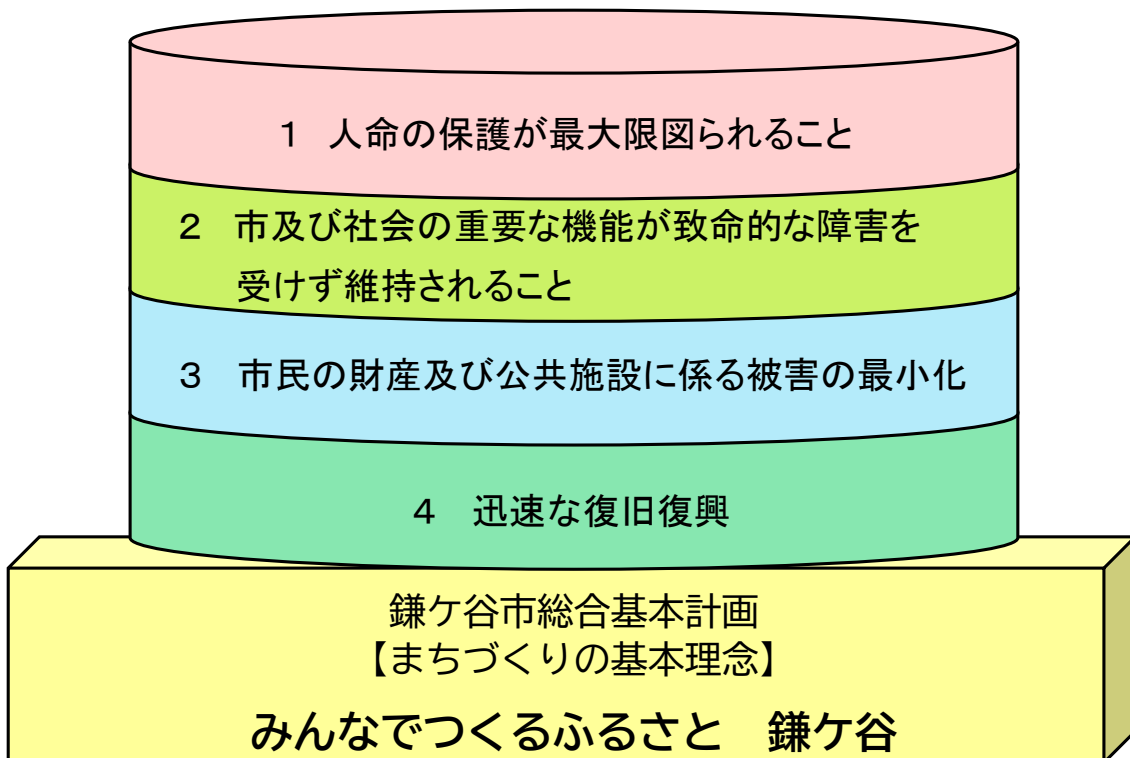
災害タイプ	災害の概要	被害様相を参考とする災害
地震	<ul style="list-style-type: none"> ○地震動による建物被害、インフラの損傷、地盤の液状化 ○物流の途絶、避難生活の長期化、災害廃棄物の発生 ○土砂流出による家屋被害 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下に位置する場合
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雨による河川・内水氾濫及び家屋、農地の浸水 ○突風による家屋の損壊、電柱倒壊や電線断裂による停電 ○土砂流出による家屋被害 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年台風第26号、令和元年台風第15号・台風第19号・10月25日の大雨
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○火山噴火の降灰によるインフラへの影響、農作物被害 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山噴火

2 基本目標

国が定める、国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画との調和を保つとの観点から、以下の4項目を基本目標として設定し、鎌ヶ谷市総合基本計画が定める【まちづくりの基本理念】「みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷」の実現を図ります。

【基本目標】

<いかなる大規模自然災害が発生しようとも、>



3 事前に備えるべき目標

4項目の基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体的に達成すべき目標として、千葉県国土強靱化地域計画の内容も踏まえながら、以下の8項目を事前に備えるべき目標として設定します。

4項目の国土強靱化の基本目標



【事前に備えるべき目標】

1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン（※）を含む）を機能不全に陥らせない
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7	制御不能な二次災害を発生させない
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

4 リスクシナリオと施策分野の設定

本計画においては、本市の地域特性及び本計画が想定するリスクを踏まえ、千葉県国土強靱化地域計画及び鎌ヶ谷市総合基本計画との調和を保ちながら、8項目の事前に備えるべき目標に対して、37項目のリスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)を以下の表のように設定します。

設定したリスクシナリオ

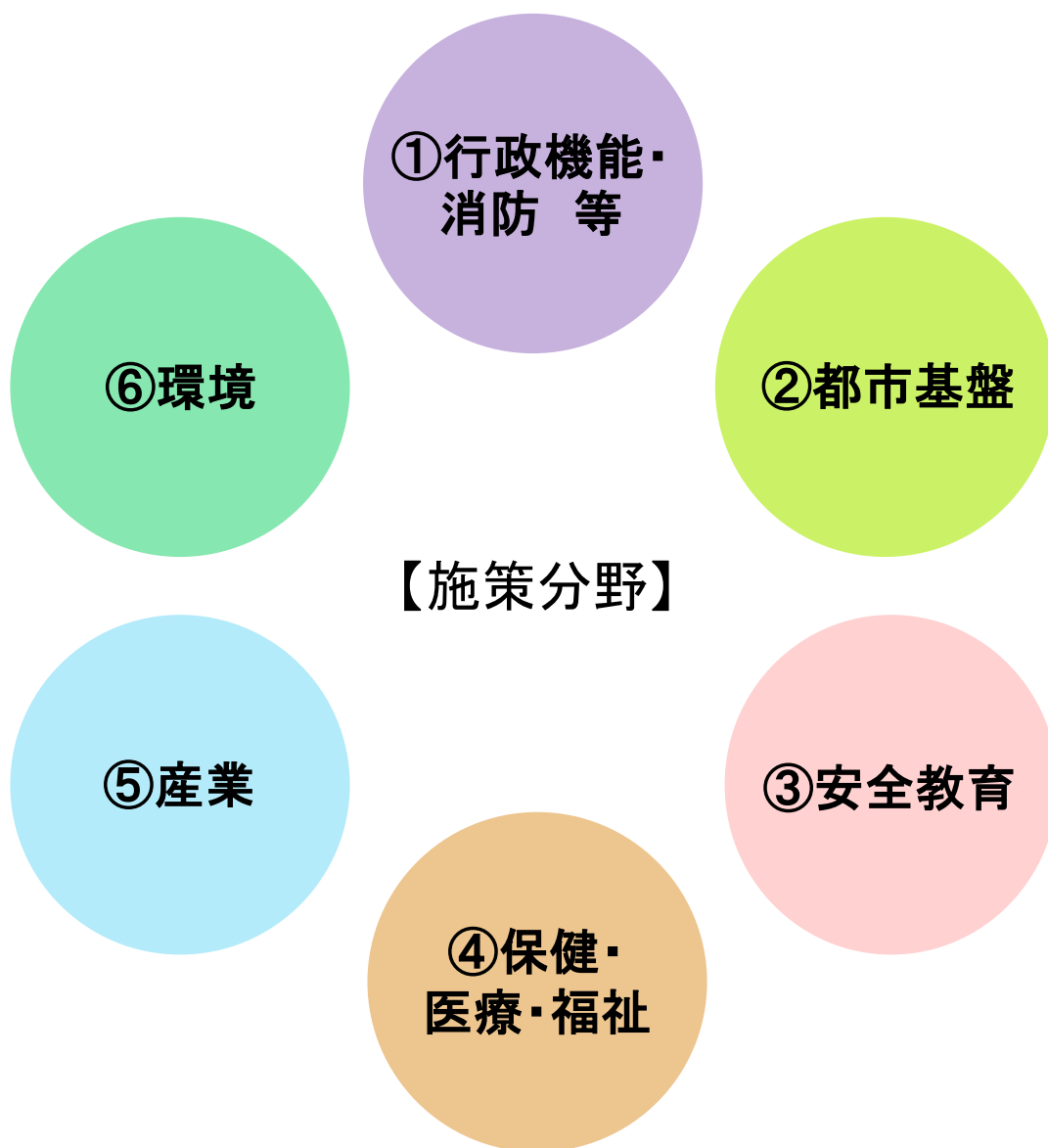
事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市内の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
	4-4	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

設定したリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4	金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水等により飲料水等の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	風評被害等による影響
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開(※)等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策の分野を念頭におきつつ、本市の行政組織の実状に応じた施策分野を以下のように設定します。

この施策分野は、第4章2節の「リスクシナリオごとのプログラム（施策群）表」の整理において、リスクシナリオごとの推進方針を体系的に整理するために活用します。（78頁）



5 脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価、課題の検討の内容は、「第4章 推進方針」のリスクシナリオごとの推進方針における「(1) 現状と課題」に反映しています。なお、脆弱性の分析・評価、課題の検討の基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 脆弱性の分析・評価

国土強靱化の取組みを進める際に、本市で実施、または実施を予定している施策の状況を前節で設定したリスクシナリオとの関係で整理し、国が定める国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画との調和を保ちながら、分析・評価を実施します。

本市における国土強靱化の推進においては、「鎌ヶ谷市総合基本計画基本構想」における考え方や鎌ヶ谷市地域防災計画の内容を踏まえて、次頁に示すような「自助」「共助」「公助」の対応を適切に組み合わせながら、地域全体として「強さとしなやかさ」を兼ね備えていくことが必要です。

「鎌ヶ谷市総合基本計画基本構想 基本目標3 自然と調和した 災害に強いまち(安全・環境)」における考え方

自然災害の被害を最小限に抑えるよう、自助、共助、公助が一体となった取組みによる市内全域の防災力の向上を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を遂行するため、消防・救急体制の充実を推進します。

出典：鎌ヶ谷市総合計画基本構想

以上の考え方等を勘案した脆弱性の分析・評価のポイントは以下のとおりです。

① 地域特性を踏まえた対策の必要性

本市は、災害発生タイプは限られていますが、想定される災害に対して本市の地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、最悪の事態の発生を事前に回避する対策を進める必要があります。

② 効果的なハード・ソフト対策の組み合わせの必要性

大規模自然災害等に対しては、施設の整備や耐震化、備蓄等のハード対策とともに、防災知識の周知・啓発、防災訓練等によるソフト対策も重要であり、この両方を適切に組み合わせ、効果的に対策を推進する視点が必要です。

③ 代替性・冗長性（※）等の確保の必要性

いかなる大規模自然災害等が発生しても、地域社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能となるように、代替施設やバックアップシステム等を整備することにより、代替性・冗長性を確保する必要があります。

④ 国、千葉県、地域住民、民間事業者等の連携の必要性

施策を効果的に推進するために、市を中心に、国、千葉県等の関係機関と地域住民、民間事業者等との各主体間で、十分に連携を図ることが必要です。

国土強靱化における自助・共助・公助の役割の例示

国土強靱化での主な取組み・役割	
自助 (市民・事業所)	○家庭内、事業所内での食料・飲料水等の備蓄や建物の耐震化、避難方法の確認等による災害時対応力の向上 等
共助 (地域)	○自主防災組織を中心とした地域での備蓄や救助・避難訓練による自主的・自立的な災害時対応力の向上 等
公助 (市が中心となっ て千葉県や国と 連携)	○災害発生に備えたインフラ整備、災害対応拠点となる公共施設の耐震化、非常用電源の充実等の防災力の向上、避難情報の伝達、避難所の整備・充実、復旧・復興及び支援受入れの体制や交通インフラ、災害対応拠点、災害活動拠点等の整備、生活再建支援の実施、自助・共助への支援等を通じた地域全体の災害時対応力の向上 等

(2) 課題の検討

本市における脆弱性を分析・評価した結果、課題について以下のように整理します。

① 自助(市民・事業所)

【ハード分野】

○家庭や事業所での食料等の備蓄や家具転倒対策、家屋や建物の耐震化、防火対策は今後も引き続き充実していく必要があります。

【ソフト分野】

○家庭での災害発生時の対応に関する各種知識や情報の理解を多様な機会や方法を通じて、より多くの市民が深めていくようにする必要があります。

○事業所で事業継続計画を作成する等により、災害発生時の対応力を高めていく必要があります。

② 共助(地域)

【ハード分野】

○自主防災組織の災害対応に係る活動を充実させるため、防災倉庫や資器材の整備・充実について、今後も引き続き相談や助言をしていく必要があります。

【ソフト分野】

○自主防災組織率をさらに高め、地域での防災訓練の実施等により、地域防災力を高める必要があります。

○地域での災害対応力を避難行動要支援者(※)の名簿の活用や避難訓練の実施等を通じて、高めていく必要があります。

○災害時に円滑な避難所運営を行うため、避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進める必要があります。

③ 公助(市が中心となって千葉県や国と連携)

【ハード分野】

○市の公共施設の耐震化は完了していますが、避難所となる小、中学校の体育館の改修や災害時に被災者の住居となる市営住宅の長寿命化対応等を早期に進める必要があります。

- 災害時の災害対策本部や物資集積拠点では予定施設の損傷時における代替施設の確保のほか、非常用電源や燃料備蓄等により、持続的な業務環境の確保に向けて環境を整備していく必要があります。
- 緊急輸送道路に指定される基幹的な道路ルートは、広域的な観点からもその機能をより発揮するため、北千葉道路の整備の促進をはじめ、国道・県道の既存ルートでの脆弱な箇所や橋梁等施設の補強による防災力の向上を図るほか、沿道建物等の倒壊や落下物による閉塞を防止するための取組みをさらに進める必要があります。
- 市内の浸水の危険性が高い区域への対応として、雨水貯留施設、排水ポンプ施設の整備や下流域の一級河川整備の要請等によるハード整備を進める必要があります。
- 災害発生後の迅速な救助・救急のために消防関連施設の改修や消防車両をはじめとする消防関係資機材の計画的な更新等により、消防力を向上していく必要があります。

【ソフト分野】

- 業務継続計画の進行管理や職員の持続的な勤務環境への配慮、災害訓練を通じた復旧・復興時の手順の確認等により、復旧・復興時の庁内体制を整備していく必要があります。
- 災害対応業務の人的資源の確保に向けて、職員の専門性の向上や受援計画の策定、関係団体及び民間事業者との災害時協定の締結等により、災害発生時における広域的な応援体制や関係団体との連携体制をより強化していく必要があります。
- 国や千葉県との役割分担を踏まえながら、緊急時の連絡体制や連携のあり方を確認し、災害対応体制の実効性を高めていく必要があります。

第4章 推進方針

1 リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の分析・評価、課題の検討を踏まえ、リスクシナリオを回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により強靱化に取り組むものとします。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(1) 現状と課題

- 市内には、住宅地が形成され、地域においても地震発生時の建物倒壊や火災の発生による被害の可能性があり、また、河川沿いの谷底低地や埋立てされた区域において地震時に液状化の可能性が高いエリアがあります。このような現状を踏まえ、消防力の向上に引き続き取り組む必要があります。
- 感震ブレーカー（※）の設置の促進など、家庭・事業所内の災害対策等の推進に取り組む必要があります。
- 災害発生時の応急活動の拠点となる公共施設や避難所となる学校体育館等は、耐震化を完了していますが、機能維持、建物の長寿命化を図るため、計画的に改修を行う必要があります。
- 地震の発生に備え、消防車両の充実や消防団員の確保により消防力の強化を図るとともに、自主防災組織の強化等に取り組む必要があります。

(2) 推進方針

①住宅・民間建築物の耐震化等の推進

- 地震による被害軽減を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の補助制度等の周知・活用の促進に取り組み、住宅の耐震化を推進します。
- 千葉県と連携して、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進します。
- 空家等対策計画に基づき、空家等の適正な管理や有効活用等を推進します。

■関連する主な施策

- ・住宅耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・空家等への対策

②市街地の不燃化の推進

- 避難路及び避難地周辺地区や緊急輸送道路として指定されている路線沿道地区においては、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進するため、防火・準防火地域の指定の検討に取り組みます。
- 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条により、木造建築物等の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置の指導を図ります。
- 大規模地震等に伴い発生する火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地となる公園や緑地等のオープンスペースの確保を図ります。
- 主要な道路沿道での建築物の不燃化の促進を図ります。

■関連する主な施策

- ・防火・準防火地域の指定
- ・建築基準法第22条及び第23条区域の指定
- ・都市防災不燃化促進の周知
- ・都市公園の整備
- ・緑地の保全
- ・公園施設の長寿命化

③家庭・事業所内での災害対策等の推進

- 大規模地震等による火災の発生防止、早期発見及び延焼防止のため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進し、定期的な点検、機器更新の普及・啓発を図ります。
- 家庭・事業所内での食料・飲料水等の備蓄や家具・什器の転倒防止等の防災知識の普及・啓発等により、家庭・事業所内の地震対策を推進します。

■関連する主な施策

- ・住宅用火災警報器の設置促進
- ・感震ブレーカーの設置普及

④防災知識の普及・啓発

- 消防・避難訓練や各種イベント等を通じて、火災等の防災知識の普及・啓発を図ります。

⑤公共施設の耐震化等

- 市有建築物については、耐震化を完了していますが、機能維持、建物の長寿命化を図るため、計画的に改修を行います。

■関連する主な施策

- ・市有建築物等の長寿命化
- ・耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・公共施設等の管理

⑥緊急時の避難用の道路の整備

○避難・救助活動等に不可欠な道路の確保のため、主要な道路の整備・改良を進めます。

■関連する主な施策

- ・主要市道、一般市道、交差点、通学路及び都市計画道路の整備・改良
- ・新京成線連続立体交差事業
- ・北千葉道路整備促進の要請

⑦無電柱化の推進の要請

○大規模地震時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化の推進を千葉県や電力事業者に要請します。

■関連する主な施策

- ・無電柱化の推進の要請

⑧常備消防・救急体制の強化

○消防用自動車更新計画に基づき、消防車両の計画的な更新や機材の充実、消防職員の知識と技術の向上を図り、消火や救急活動に速やかに対応できる体制を整備します。

○救急や警防活動の各種計画、年間計画に基づく活動訓練等を行います。

○公共施設のAED（自動体外式除細動器）を市民の目につきやすい屋外に設置し、市民の救命率の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・消防車両の更新
- ・消火栓の改修
- ・活動訓練等の実施
- ・AEDの屋外設置

⑨消防団の強化

- 被災後の活動等に従事する人員を確保するため、消防団充実強化計画に基づき消防団員の加入を促進し、装備品等を整備するとともに、消防用自動車更新計画に基づき消防団車両を更新し、地域防災力の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・消防団員の加入促進
- ・消防団装備品の整備
- ・消防団車両の更新

⑩自主防災組織の強化等による地域防災力の向上

- 地域の特性に応じた防災訓練の実施や自主防災組織への資器材の交付等により、自主防災組織の充実・強化を進めて地域防災力の向上を図ります。
- 市民（バイスタンダー（※））による応急手当の普及のために、救命講習の開催回数増加を図ります。
- 避難所運営マニュアルをもとに、訓練等の活動を実施し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進め、各避難所が円滑に機能する体制を整えます。

■関連する主な施策

- ・自主防災組織への資器材交付
- ・救命講習の推進
- ・避難所運営体制の整備・充実

⑪駅周辺の交通基盤の充実

- 駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、災害時には、交通拠点、避難拠点になり得ることから、早期整備を進めます。
- 自由通路（※）を整備することにより、災害時における駅利用者の避難路を確保します。

■関連する主な施策

- ・駅前広場の整備
- ・自由通路の整備

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(1) 現状と課題

- 災害発生時の応急活動の拠点となる公共施設や避難所となる学校体育館等は、耐震化を完了していますが、機能維持、建物の長寿命化を図るため、計画的に改修を行う必要があります。
- 防火対象物や危険物施設の安全性を維持するため、定期的な立入検査を実施する必要があります。

(2) 推進方針

①公共施設の耐震化等【再掲】(1-1⑤)

- 市有建築物については、耐震化を完了していますが、機能維持、建物の長寿命化を図るため、計画的に改修を行います。

■関連する主な施策

- ・市有建築物等の長寿命化
- ・耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・公共施設等の管理

②住宅・民間建築物の耐震化等の推進

- 千葉県と連携して、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進します。【再掲】(1-1①)

■関連する主な施策

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・住宅耐震改修の促進

③被災宅地危険度判定(※)・被災建築物応急危険度判定体制(※)の充実

- 国や千葉県の実施する被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士に関する養成講習会及び実務研修への職員の参加により、専門性の高い職員の養成を図ります。

④福祉施設の耐震化

- 各種補助制度を活用して福祉施設の耐震化を促進し、安全性の確保を図ります。

■関連する主な施策

- ・福祉施設の整備

⑤防火対象物等への立入検査体制の充実

- 防火対象物や危険物施設等の安全性を維持するため、定期的な立入検査を実施します。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1) 現状と課題

- 複数の水源地を有し、河川上流部にあたる小河川が多い本市では、台風や短時間の豪雨等により、河川の氾濫等による浸水被害が危惧されます。
- 河川氾濫による浸水の可能性の高い区域についての情報提供や周知、豪雨時の確実な避難行動につながる情報提供や避難方法について、更なる周知を図ります。
- 宅地開発に際して雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、予防的な水害対策を千葉県とも連携して進めていく必要があります。

(2) 推進方針

①浸水対策の推進

- 水害による被害を最小限にするため、河川、水路、地域排水施設及び雨水貯留池等の整備を進めます。
- 千葉県に対し、下流の一級河川（調節池含む）の整備・改良の要望を行います。
- 洪水ハザードマップの更新を行うとともに、防災啓発に取り組み、災害時に必要な情報について事前に周知を図る等、これらを活用したソフト対策を進めます。

■関連する主な施策

- ・準用河川、河川・水路、地域排水施設、雨水貯留池の整備、雨水浸透枳の普及
- ・準用河川二和川の整備（総合流域防災事業の推進）
- ・一級河川の整備（調節池含む。千葉県事業）
- ・洪水ハザードマップの更新

②集中豪雨等に対応した排水施設の整備・保全

- 農地周辺における災害を未然に防止し、国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地の湛水被害の解消対策を行うとともに、自然的・社会的状況の変化等によって機能が低下した排水施設等の整備・保全を推進します。

③応急時の住宅の提供の推進

- 円滑に応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供ができるよう、応急仮設住宅建設適地の検討等を推進します。
- 空き住戸を被災者の住居として提供ができるよう、市営住宅の長寿命化を推進します。

■関連する主な施策

- ・ 応急仮設住宅建設適地の検討
- ・ 市営住宅の長寿命化事業

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市内の脆弱性が高まる事態

(1) 現状と課題

- 土砂災害の発生可能性が高い区域を周知するほか、早期の避難についての情報提供のあり方等について住民の理解を高める等、平常時の取組みが求められています。
- 富士山をはじめとする火山噴火による影響を踏まえた対応策の検討を進めていくことが求められています。

(2) 推進方針

①激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策

- 千葉県と連携しながら土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表により、土砂災害のおそれのある区域の周知を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定により、警戒避難体制を充実します。
- 大規模盛土造成地（※）の滑動崩落に対する安全性の調査を進め、必要に応じて早期に対策を講じます。

■関連する主な施策

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定と周知
- ・ 大規模盛土造成地の調査

②土砂災害に関する情報発信・意識啓発の実施

○土砂災害防止法に基づく区域指定状況や土砂災害に関する情報を市ホームページ、広報紙等を活用して情報発信を行い、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図ります。

■関連する主な施策

・土砂災害警戒区域等の住民への周知

③富士山等噴火による降灰対策

○富士山等噴火による降灰被害は広域に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、必要に応じて千葉県とも連携しながら火山灰による被害を軽減する対策の検討を進めます。

④応急時の住宅の提供の推進【再掲】（1-3③）

○円滑に応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供ができるよう、応急仮設住宅建設適地の検討等を推進します。

○空き住戸を被災者の住居として提供ができるよう、市営住宅の長寿命化を推進します。

■関連する主な施策

・応急仮設住宅建設適地の検討
・市営住宅の長寿命化事業

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(1)現状と課題

○災害時の速やかな避難行動につなげるための情報提供や日頃の避難訓練等を充実していくことが求められています。

○避難行動要支援者への対応を地域とともに確認していくことが必要です。

○地域ごとの災害危険性の確認を通じて、早期避難の大切さについて住民の意識を醸成していくことが必要です。

(2)推進方針

①行政による情報処理・発信体制の整備

○市内の通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線をはじめ、イ

インターネットを活用したかまがや安心eメールや市ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（※））等のほか、広報車等の多様な情報伝達手段の整備・拡充を図ることにより冗長性の確保に努めるとともに、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境の充実を図ります。

- 情報収集・提供手段の整備により、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により市職員の危機対応能力の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・非常通信体制の整備・充実
- ・多様な機器・システムによる情報収集・伝達手段の整備
- ・職員に対する通信設備の使用方法の習熟等

②避難行動要支援者避難支援制度の推進

- 避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の整備や地域との共有等の取組みを推進し、避難支援体制の充実を図ります。

■関連する主な施策

- ・避難行動要支援者名簿の整備
- ・地域防災力の強化（洪水ハザードマップの周知、避難訓練）

③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】（1-1⑩）

- 地域の特性に応じた防災訓練の実施や自主防災組織への資器材の交付等により、自主防災組織の充実・強化を進めて地域防災力の向上を図ります。
- 市民（バイスタンダー）による応急手当の普及のために、救命講習の開催回数の増加を図ります。
- 避難所運営マニュアルをもとに、訓練等の活動を実施し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進め、各避難所が円滑に機能する体制を整えます。

■関連する主な施策

- ・自主防災組織への資器材交付
- ・救命講習の推進
- ・避難所運営体制の整備・充実

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 現状と課題

- 災害時の交通遮断により流通が滞った際の食料等の確保が必要であるため、各世帯における備蓄の充実を促すとともに、市としての備蓄の充実も進めていくことが求められています。
- 陸上の交通が寸断された場合にも、ヘリコプターの利用等による空路等の代替的な交通手段の多重化を確実にしていくことも必要です。
- 陸上の交通遮断を回避するために、緊急輸送道路上での沿道建築物、電柱の倒壊等に備える対策等が必要です。

(2) 推進方針

① 応急給水体制の構築

- 被災者に対する応急給水を確保するため、応急給水施設及び応急給水器材等の整備を図ります。
- 震災後、本格的な応急給水が行えるまでの対策として、災害時協力井戸の確保を図るとともに、指定避難所に設置した井戸付耐震性貯水槽の適切な維持管理に努めます。

■ 関連する主な施策

- ・ 県・民間企業・市民と協力した応急給水体制の整備
- ・ 井戸付耐震性貯水槽の維持管理

② 被災地における物資の確保

- 災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、物資拠点指定し、受入れ環境の整備を図ります。
- 食料や資機材の備蓄を進め、更新計画に基づき備蓄品の管理に努めるとともに、協定締結事業所等との連携の強化や新たな協定の締結により、食料や生活物資等の確保に努めます。
- 他自治体との災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保します。

■関連する主な施策

- ・物資拠点の整備
- ・備蓄の推進
- ・民間団体との生活関連物資等の確保に向けた協定の締結
- ・他自治体との災害時相互応援協定の締結

③道路施設の防災力の強化

- 道路施設の老朽化対策について、計画的な施設の補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施します。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。

■関連する主な施策

- ・緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・緊急輸送道路をつなぐ主要な市道等の整備・改良

④自家発電設備の整備

- 災害時等に備えて主要な公共施設等での自家発電設備や燃料確保体制等の整備を推進します。

⑤備蓄の推進

- 災害時に電気・ガス・水道等のライフラインや食料等の流通が途絶えることを想定し、各家庭及び事業所で最低3日分（できれば7日分）の食料、生活物資等を備蓄するよう、広報紙、訓練等を通じて啓発します。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 現状と課題

- 広域的な応援の受入れ態勢を整備するとともに、その活動拠点等を確保していくことが必要です。
- 地域での救助活動の展開等を充実していくことが必要です。

(2) 推進方針

①常備消防・救急体制の強化【再掲】（1-1⑧）

- 消防用自動車更新計画に基づき、消防車両の計画的な更新や機材の充実、消防

職員の知識と技術の向上を図り、消火や救急活動に速やかに対応できる体制を整備します。

- 救急や警防活動の各種計画、年間計画に基づく活動訓練等を行います。
- 公共施設のAED（自動体外式除細動器）を市民の目につきやすい屋外に設置し、市民の救命率の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・消防車両の更新
- ・消火栓の改修
- ・活動訓練等の実施
- ・AEDの屋外設置

②消防団の強化【再掲】（1－1⑨）

- 被災後の活動等に従事する人員を確保するため、消防団充実強化計画に基づき消防団員の加入を促進し、装備品等を整備するとともに、消防用自動車更新計画に基づき消防団車両を更新し、地域防災力の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・消防団員の加入促進
- ・消防団装備品の整備
- ・消防団車両の更新

③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】（1－1⑩）

- 地域の特性に応じた防災訓練の実施や自主防災組織への資器材の交付等により、自主防災組織の充実・強化を進めて地域防災力の向上を図ります。
- 市民（バイスタンダー）による応急手当の普及のために、救命講習の開催回数増加を図ります。
- 避難所運営マニュアルをもとに、訓練等の活動を実施し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進め、各避難所が円滑に機能する体制を整えます。

■関連する主な施策

- ・自主防災組織への資器材交付
- ・救命講習の推進
- ・避難所運営体制の整備・充実

④災害時協力体制の整備

- 障害物の除却や道路等の応急措置が必要な場合に備え、市内の建設業者等との

協定を締結する等、官民での連携体制の構築を図ります。

- 市外からの人的支援を円滑に受け入れ、迅速に被災地を支援できるよう、受援計画の策定を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携強化を図ります。

■関連する主な施策

- ・災害協定の締結
- ・受援計画の策定

⑤消防庁舎の維持管理

- 鎌ヶ谷市公共施設等総合管理計画に基づき、消防本部、各消防署及び消防団詰所の改修等を計画的に行います。

■関連する主な施策

- ・消防施設等の改修等

⑥消防・救急活動体制の確保

- 鎌ヶ谷市消防本部活動隊用食糧整備計画に基づき、保存食等の備蓄を充実し、活動体制の確保を図ります。

■関連する主な施策

- ・活動隊用食糧の備蓄

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(1) 現状と課題

- 医療施設や災害活動拠点において災害時の非常用電源設備の確保や燃料の備蓄により、一定期間の災害対応活動が可能な環境を整えておくことが必要です。

(2) 推進方針

①災害時の石油類燃料の確保

- 千葉県と連携しながら、災害時における緊急通行車両や災害拠点施設等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合との協定等に基づく協力体制の充実を図ります。

②医療施設における非常用電源の確保

- 医療施設における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保について、千葉県と協力するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく協力体制の充実を図ります。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生

(1)現状と課題

- 災害時に一時滞在者が帰宅困難者等となった場合の滞在場所や食料等の確保が必要です。

(2)推進方針

①帰宅困難者対策の充実

- 駅周辺で発生する帰宅困難者等の混乱を避けるため、千葉県、警察、鉄道及びバス事業者、駅周辺企業等との連携による駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立及び運営を推進し、一時滞在施設等への円滑な受入れ・誘導體制の構築を図ります。
- 帰宅困難者等の一時受入れが可能となる一時滞在施設（※）を指定し、周知を図るとともに、一時滞在や食料等の提供が可能となるよう備蓄品の整備等を図ります。
- 帰宅困難者等が多数発生した場合に備え、民間施設管理者に対し、一時滞在施設として利用できるよう協定の締結を検討します。
- 千葉県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーション（※）を確保し、市ホームページや広報紙等を活用して周知を図ります。
- 市内事業者に対し、従業員等の一斉帰宅の抑制について協力を得るため、連携体制の構築を図ります。
- 関係機関と連携して要配慮者等の徒歩帰宅が困難な人への臨時バスやタクシー等の搬送手段の確保について検討します。
- 放課後児童クラブ及び保育所に子どもを預けている保護者に対し、電話やスクールメール等の情報提供体制の整備を図ります。

■関連する主な施策

- ・一時滞在施設の指定
- ・受入者への食料等の提供に向けた備蓄
- ・民間施設管理者との利用協定の締結検討
- ・災害時帰宅支援ステーションの確保
- ・市内事業者との連携体制の構築
- ・要配慮者への搬送手段の確保
- ・放課後児童クラブ及び保育所に子どもを預けている保護者に対する情報提供体制の整備

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(1) 現状と課題

- 広域的な医療従事者の派遣受入れの対応や病院での医療活動が持続できる環境を整備していくことが必要です。
- 病院への負傷者の搬送を円滑にするため、道路環境を整備していくことが必要です。

(2) 推進方針

①災害時医療体制の強化

- 負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、広域的な医療活動の拠点となる災害拠点病院とその他の医療機関間における連携等を強化します。
- 災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋・鎌ヶ谷支部等と連携を強化し、応急医療体制の構築を図ります。

②道路施設の防災力の強化

- インフラ被災時に災害派遣医療チーム（DMAT）が到達できなくなる事態を避けるため、緊急輸送道路の無電柱化、橋梁の老朽化対策を実施し、支援ルートの確保を図ります。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。【再掲】（2-1③）
- 救援物資の輸送や応急活動要員の円滑な移動を確保するため、千葉県の指定し

た緊急輸送道路と搬送先病院や自衛隊駐屯地、物資拠点等を結ぶ道路ネットワークの整備を図ります。

■関連する主な施策

- ・緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・緊急輸送道路をつなぐ主要な市道等の整備・改良

③人的支援の受入れ体制の整備

○市外からの人的支援を円滑に受け入れ、迅速に被災地を支援できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ体制の整備や受援計画の策定を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携を強化します。

■関連する主な施策

- ・受援計画の策定

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 現状と課題

- 災害により浸水した地域や長期にわたる避難所生活による感染症等の発生や健康悪化を防止するための体制の整備、必要な備品の充実等が必要です。
- 災害発生後の消毒活動等を速やかに実施できるような体制の整備が必要です。

(2) 推進方針

①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

- 平常時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進します。
- 消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築します。

■関連する主な施策

- ・防疫体制の整備

②下水道施設の適切な維持・管理・運用

- 下水道施設において、災害時に汚水排水機能が確保できるように施設の耐震化等を図ります。

- 下水道施設の長期機能停止を防止するため、下水道業務継続計画（下水道BCP（※））の策定及び定期的な見直しを実施するとともに、千葉県及び関連市と連携を図ります。

■関連する主な施策

- ・下水道業務継続計画（下水道BCP）の策定・運用
- ・下水道施設の耐震化

③避難所における衛生管理

- 災害時の避難所における衛生管理向上を図るため、鎌ヶ谷市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレを整備します。
- 避難所等平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理等を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症等に備えた避難所の受入れ態勢や必要な備品購入の検討を進めます。

■関連する主な施策

- ・防疫体制の整備
- ・新型コロナウイルス感染症等に備えた避難所の運営
- ・マンホールトイレの整備（鎌ヶ谷市下水道総合地震対策計画の推進）

④感染防止資器材の備蓄

- 新型コロナウイルス感染症等の流行時における救急活動等に必要な感染防止資器材を計画的に備蓄します。

■関連する主な施策

- ・感染防止資器材備蓄計画に基づく整備

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(1) 現状と課題

- 関係機関と連携して、市内における治安や安全な交通環境を確保できるような体制の整備が求められています。

(2) 推進方針

①警察等による交通規制等

- 被災後、治安の悪化や停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策として、千葉県と連携して自衛隊、警察によるパトロール等を実施するとともに、事件・事故を回避するための対策を進めます。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 現状と課題

- 災害発生時の対応拠点となる市役所の機能を充実していくことが必要です。
- 職員の確保や応援職員の受入れ態勢の確立等により、災害時の対応人員の確保策を明確にしていくことが必要です。

(2) 推進方針

①業務継続計画の適切な運用

- 災害時においても市の業務を遂行するため、業務継続計画（BCP）について定期的に確認するとともに、必要に応じて見直しを行います。

■関連する主な施策

・業務継続計画の確認・見直し

②広域的な相互応援体制の確立

- 市域が大規模災害に見舞われた場合、近隣市町村も同時に大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な市町村間での相互応援体制の確立を行うとともに、

多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進します。

■関連する主な施策

- ・災害時の応援協定の締結の推進
- ・受援計画の策定

③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】（1-1⑩）

- 地域の特性に応じた防災訓練の実施や自主防災組織への資器材の交付等により、自主防災組織の充実・強化を進めて地域防災力の向上を図ります。
- 市民（バイスタンダー）による応急手当の普及のために、救命講習の開催回数の増加を図ります。
- 避難所運営マニュアルをもとに、訓練等の活動を実施し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進め、各避難所が円滑に機能する体制を整えます。

■関連する主な施策

- ・自主防災組織への資器材交付
- ・救命講習の推進
- ・避難所運営体制の整備・充実

④総合防災訓練等の実施

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）等、応急対処能力の向上等を図るための総合防災訓練等を実施します。

⑤公共施設の耐震化等【再掲】（1-1⑤）

- 市有建築物については、耐震化を完了していますが、機能維持、建物の長寿命化を図るため、計画的に改修を行います。

■関連する主な施策

- ・市有建築物等の長寿命化
- ・耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・公共施設等の管理

⑥消防庁舎の維持管理【再掲】（2-2⑤）

- 鎌ヶ谷市公共施設等総合管理計画に基づき、消防本部、各消防署及び消防団詰所の改修等を計画的に行います。

■関連する主な施策

・消防施設等の改修等

⑦消防・救急活動体制の確保【再掲】(2-2⑥)

○鎌ヶ谷市消防本部活動隊用食糧整備計画に基づき、保存食等の備蓄を充実し、活動体制の確保を図ります。

■関連する主な施策

・活動隊用食糧の備蓄

⑧避難所等の電源確保

○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー(※)の整備について検討を進めます。

○電力供給遮断等の非常時に、避難所や公共施設等において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図ります。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(1) 現状と課題

- 災害対応の基盤となる電力供給停止に備えて、自立的な発電設備や燃料備蓄の充実等が必要です。

(2) 推進方針

①防災情報の収集機能の強化と多様化

- 民間通信事業者の回線が停止した場合でも千葉県や他の防災関係機関との通信ができるよう、防災行政無線や情報システム等を維持・管理し、適切な運用を図ります。
- 防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進めます。

②災害時の非常用電源の確保

- 非常用発電機の整備や燃料備蓄の充実、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定の締結等により、災害時の非常用電源の確保を図ります。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 現状と課題

- 電力供給停止により情報伝達が円滑に行えない場合に備え、防災行政無線や広報車による情報伝達等多様な手段を整備していくことが必要です。

(2) 推進方針

①行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-5①)

- 市内の通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線をはじめ、インターネットを活用したかまがや安心eメールや市ホームページ、SNS等のほか、広報車等の多様な情報伝達手段の整備・拡充を図ることにより冗長性の確保に努めるとともに、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境の充実

を図ります。

- 情報収集・提供手段の整備により、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により市職員の危機対応能力の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・非常通信体制の整備・充実
- ・多様な機器・システムによる情報収集・伝達手段の整備
- ・職員に対する通信設備の使用方法的習熟等

4-3 防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

(1) 現状と課題

- 防災行政無線、インターネットを活用したかまがや安心eメールや市ホームページ、SNS等の使用が不可能となる場合に備えて、広報車等の情報伝達に係る代替手段の整備が必要です。

(2) 推進方針

①行政による情報処理・発信体制の整備

- 市内の通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう、インターネットを活用したかまがや安心eメールや市ホームページ、SNS等のほか、広報車等の多様な情報伝達手段の整備・拡充を図ることにより冗長性の確保に努めるとともに、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境の充実を図ります。
- 情報収集・提供手段の整備により、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により市職員の危機対応能力の向上を図ります。【再掲】(1-5①)

■関連する主な施策

- ・非常通信体制の整備・充実
- ・多様な機器・システムによる情報収集・伝達手段の整備
- ・職員に対する通信設備の使用方法的習熟等

4-4 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(1) 現状と課題

○郵便事業の長期停止に伴う事態に備えておくことが必要です。

(2) 推進方針

①郵便事業者における事業継続計画（BCP）の策定・見直し支援

○郵便事業者において災害時に郵便業務を継続するために必要な事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援します。

②災害時協力体制の整備

○日本郵便株式会社との協定等に基づく協力体制の整備を図ります。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(1) 現状と課題

- 災害発生時における民間企業や事業者の事業継続のあり方について、事前に準備していくことが求められています。

(2) 推進方針

①民間企業における事業継続計画（BCP）の策定促進支援

- 民間企業において災害時に重要業務を継続するために必要な事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

■関連する主な施策

- ・民間企業の事業継続計画（BCP）の策定支援

②各種制度の活用による支援

- 災害発生時に事業環境への影響を受けた事業者に対して、各種制度の活用による金融支援や情報提供を行います。

■関連する主な施策

- ・中小企業資金融資制度の活用
- ・各種支援制度の活用

③道路施設の防災力の強化

- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。【再掲】（2-1③）
- 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進し、無電柱化の推進を要請します。
- 救援物資の輸送や応急活動要員の円滑な移動を確保するため、千葉県指定した緊急輸送道路と搬送先病院や自衛隊駐屯地、物資拠点等を結ぶ道路ネットワークの整備を図ります。【再掲】（2-5②）

■関連する主な施策

- ・緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・緊急輸送道路をつなぐ主要な市道等の整備・改良
- ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進
- ・住宅耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(1) 現状と課題

- 電力等供給停止の事態に備えておくことが必要です。

(2) 推進方針

①民間企業における事業継続計画（BCP）の策定促進支援

- 民間企業において災害時に重要業務を継続するために必要な事業継続計画（BCP）の策定を支援します。【再掲】（5-1①）
- 災害時に民間企業が一定の事業活動を継続することができる体制づくりを千葉県と連携しながら支援します。

■関連する主な施策

- ・民間企業の事業継続計画（BCP）の策定支援

②燃料供給ルートの確保

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を千葉県や関係機関と連携しながら進めます。

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(1) 現状と課題

- 道路施設の損壊、電柱や沿道建物の倒壊を防ぐほか、交通手段の多重化や緊急輸送道路上の道路閉塞の可能性の高い施設の安全化等を進めていくこと等が必要です。

(2) 推進方針

①北千葉道路の整備の促進

○災害時における緊急輸送道路の機能をより発揮させるため、北千葉道路の整備を国、千葉県に要請します。

■関連する主な施策

・北千葉道路の整備

②国道・県道の整備・改良の促進

○国道・県道の整備・改良を千葉県に要請し、連携して事業を促進します。

■関連する主な施策

・国道・県道の整備・改良

③都市計画道路等の整備

○都市計画道路整備プログラムや道路ネットワークを踏まえ、都市計画道路や新京成線連続立体交差事業に伴う側道等の整備を進めます。

■関連する主な施策

・都市計画道路等の整備

④道路施設の防災力の強化

○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。【再掲】(2-1③)

○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進し、無電柱化の推進を要請します。【再掲】(5-1③)

○救援物資の輸送や応急活動要員の円滑な移動を確保するため、千葉県の指定した緊急輸送道路と搬送先病院や自衛隊駐屯地、物資拠点等を結ぶ道路ネットワークの整備を図ります。【再掲】(2-5②)

○地盤の液状化による道路、橋梁等の被害を最小限にするため、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭等の打設対策等の実施に努めるとともに、道路維持補修により道路の破損箇所を交通に支障がないよう修繕し、適正な維持管理を行っていき、橋梁における老朽化対策を実施します。また、歩道等整備事業により各種安全施設の整備を行い、安全かつ円滑な避難のできる歩道等を確保します。

■関連する主な施策

- ・緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・土木構造物の耐震等の推進
- ・鎌ヶ谷市橋梁長寿命化修繕計画の推進（老朽化対策）
- ・歩道等の整備
- ・住宅耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業

⑤駅周辺の交通基盤の充実【再掲】（1－1⑪）

- 駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、災害時には、交通拠点、避難拠点になり得ることから、早期整備を進めます。
- 自由通路を整備することにより、災害時における駅利用者の避難路を確保します。

■関連する主な施策

- ・駅前広場の整備
- ・自由通路の整備

⑥道路啓開体制等の検討

- 道路啓開について、国や千葉県等と連携し、優先順位や役割分担、ライフライン供給ルートの確保等について予め検討を進め、体制の整備を図ります。

5-4 金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態

（1）現状と課題

- 金融機関の機能停止は、地域経済に与える影響が大きく、被災した市民・民間事業者の生活再建に金融機関が重要な役割を担うことから、平常時からの災害対策が必要です。

(2) 推進方針

①金融機関の耐災害性の向上、事業継続計画（BCP）策定等の促進支援

- 市内の金融機関に対し、施設の耐災害性の向上や事業継続計画（BCP）策定等を支援します。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(1) 現状と課題

- 交通寸断に伴う物流停滞の対応として、備蓄の充実や道路交通寸断の防止、交通手段の多重化等が必要です。

(2) 推進方針

①被災地における物資の確保【再掲】（2-1②）

- 災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、物資拠点の指定し、受入れ環境の整備を図ります。
- 食料や資機材の備蓄を進め、更新計画に基づき備蓄品の管理に努めるとともに、協定締結事業所等との連携の強化や新たな協定の締結により、食料や生活物資等の確保に努めます。
- 他自治体との災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保します。

■関連する主な施策

- ・物資拠点の整備
- ・備蓄の推進
- ・民間団体との生活関連物資等の確保に向けた協定の締結
- ・他自治体との災害時相互応援協定の締結

②道路施設の防災力の強化

- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。【再掲】（2-1③）
- 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進し、無電柱化等の推進を要請します。【再掲】（5-1③）
- 救援物資の輸送や応急活動要員の円滑な移動を確保するため、千葉県指定した緊急輸送道路と搬送先病院や自衛隊駐屯地、物資拠点等を結ぶ道路ネットワ

ークの整備を図ります。【再掲】（2－5②）

- 地盤の液状化による道路、橋梁等の被害を最小限にするため、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭等の打設対策等の実施に努めるとともに、道路維持補修により道路の破損箇所を交通に支障がないよう修繕し、適正な維持管理を行っていき、橋梁における老朽化対策を実施します。また、歩道等整備事業により各種安全施設の整備を行い、安全かつ円滑な避難のできる歩道等を確保します。【再掲】（5－3④）

■関連する主な施策

- ・緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・土木構造物の耐震等の推進
- ・鎌ヶ谷市橋梁長寿命化修繕計画の推進（老朽化対策）
- ・歩道等の整備
- ・住宅耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(1) 現状と課題

○エネルギーの供給停止の事態への備えとして、供給事業者との連携体制の強化や電力等の途絶につながる倒木等への対応が必要です。

(2) 推進方針

①災害時における業務継続体制の構築

○災害時における電力等の供給確保のため、供給事業者が実施する施設の耐震化・液状化対策及び代替性の確保に協力して、これらの推進に努めます。

■関連する主な施策

・電力等施設の耐震性の確保、液状化対策の推進、代替性の確保への協力の要請

②ライフライン事業者等との連携強化

○大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、千葉県と連携して円滑な供給と保安の確保を図ります。

■関連する主な施策

・他地域からの供給、受援体制の整備

③道路啓開体制等の検討【再掲】(5-3⑥)

○道路啓開について、国や千葉県等と連携し、優先順位や役割分担、ライフライン供給ルートの確保等について予め検討を進め、体制の整備を図ります。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(1) 現状と課題

○水道施設が停止した際の予備的対応としての応急給水体制の構築、貯水施設の

充実等が必要です。

(2) 推進方針

① 応急給水体制の構築【再掲】(2-1①)

- 被災者に対する応急給水を確保するため、応急給水施設及び応急給水器材等の整備を図ります。
- 震災後、本格的な応急給水が行えるまでの対策として、災害時協力井戸の確保を図るとともに、指定避難所に設置した井戸付耐震性貯水槽の適切な維持管理に努めます。

■ 関連する主な施策

- ・ 県・民間企業・市民と協力した応急給水体制の整備
- ・ 井戸付耐震性貯水槽の維持管理

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 現状と課題

- 発災後、公共下水道や生活排水施設が使用できなくなることが想定されるため、仮設トイレの設置等の体制の構築を進めていくことが必要です。
- 今後、耐用年数を迎える下水道施設が多くなるため、計画的な修繕等が必要です。

(2) 推進方針

① 下水道施設の整備・充実、耐震化

- 下水道施設において、災害時に汚水排水機能が確保できるように施設の耐震化等を図ります。【再掲】(2-6②)
- 下水道施設の長期機能停止を防止するため、下水道業務継続計画(下水道BCP)の策定及び定期的な見直しを実施するとともに、千葉県及び関連市と連携を図ります。【再掲】(2-6②)
- 下水道事業ストックマネジメント計画(※)に基づき、計画的に管渠の点検、調査を行うとともに、その調査結果を踏まえた修繕等を行います。
- 災害時の避難所における衛生管理向上を図るため、鎌ヶ谷市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレを整備します。【再掲】(2-6③)

■関連する主な施策

- ・下水道施設の耐震化
- ・下水道業務継続計画（下水道BCP）の策定・運用
- ・マンホールトイレの整備（鎌ヶ谷市下水道総合地震対策計画の推進）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（1）現状と課題

- 道路施設の損壊、電柱や沿道建物の倒壊、土砂崩れ等による道路閉塞による道路網の寸断に備えて、交通手段の多重化や緊急輸送道路上の道路閉塞の可能性の高い施設の安全化等を進めていくこと等が必要です。

（2）推進方針

①北千葉道路の整備の促進【再掲】（5-3①）

- 災害時における緊急輸送道路の機能をより発揮させるため、北千葉道路の整備を国、千葉県に要請します。

■関連する主な施策

- ・北千葉道路の整備

②国道・県道の整備・改良の促進【再掲】（5-3②）

- 国道・県道の整備・改良を千葉県に要請し、連携して事業を促進します。

■関連する主な施策

- ・国道・県道の整備・改良

③都市計画道路等の整備【再掲】（5-3③）

- 都市計画道路整備プログラムや道路ネットワークを踏まえ、都市計画道路や新京成線連続立体交差事業に伴う側道等の整備を進めます。

■関連する主な施策

- ・都市計画道路等の整備

④道路施設の防災力の強化

- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。【再掲】（2-1③）
- 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進し、無電柱化の推進を要請します。【再掲】（5-1③）
- 救援物資の輸送や応急活動要員の円滑な移動を確保するため、千葉県の指定した緊急輸送道路と搬送先病院や自衛隊駐屯地、物資拠点等を結ぶ道路ネットワークの整備を図ります。【再掲】（2-5②）
- 地盤の液状化による道路、橋梁等の被害を最小限にするため、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭等の打設対策等の実施に努めるとともに、道路維持補修により道路の破損箇所を交通に支障がないよう修繕し、適正な維持管理を行っていき、橋梁における老朽化対策を実施します。また、歩道等整備事業により各種安全施設の整備を行い、安全かつ円滑な避難のできる歩道等を確保します。【再掲】（5-3④）

■関連する主な施策

- ・緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・土木構造物の耐震等の推進
- ・鎌ヶ谷市橋梁長寿命化修繕計画の推進（老朽化対策）
- ・歩道等の整備
- ・住宅耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業

⑤駅周辺の交通基盤の充実【再掲】（1-1⑪）

- 駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、災害時には、交通拠点、避難拠点になり得ることから、早期整備を進めます。
- 自由通路を整備することにより、災害時における駅利用者の避難路を確保します。

■関連する主な施策

- ・駅前広場の整備
- ・自由通路の整備

⑥輸送手段の確保体制の構築

- 災害時における臨時バスやタクシー等の代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保を図ります。

⑦道路啓開体制等の検討【再掲】（5－3⑥）

- 道路啓開について、国や千葉県等と連携し、優先順位や役割分担、ライフライン供給ルート確保等について予め検討を進め、体制の整備を図ります。

6-5 異常渇水等により飲料水等の供給の途絶

（1）現状と課題

- 災害時の給水体制の構築や家庭、事業所での備蓄の推進等が必要です。

（2）推進方針

①応急給水体制の構築【再掲】（2－1①）

- 被災者に対する応急給水を確保するため、応急給水施設及び応急給水器材等の整備を図ります。
- 震災後、本格的な応急給水が行えるまでの対策として、災害時協力井戸の確保を図るとともに、指定避難所に設置した井戸付耐震性貯水槽の適切な維持管理に努めます。

■関連する主な施策

- ・ 県・民間企業・市民と協力した応急給水体制の整備
- ・ 井戸付耐震性貯水槽の維持管理

②家庭・事業所内での災害対策等の推進

- 家庭・事業所内での食料・飲料水等の備蓄を推進します。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(1) 現状と課題

- 家屋・事業所の耐震化や防火対策、家庭・事業所内での火災予防策の推進のほか、避難路及び避難地周辺や緊急輸送道路として指定されている路線沿道地区では、建物の防火対策の促進等が必要です。
- 早期の消火活動が可能な消防力の強化や地域の自主防災組織の充実も求められています。

(2) 推進方針

①延焼防止等に資する緑地の確保

- 良好な緑地の保全や都市公園の整備・充実により、防災空間の整備・拡充を図ります。
- 林地、農地は雨水の保水効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、無秩序な開発等を抑止し、保全を図ります。

■関連する主な施策

- ・都市公園の整備
- ・緑地の保全
- ・公園施設の長寿命化

②市街地の不燃化の推進【再掲】(1-1②)

- 避難路及び避難地周辺地区や緊急輸送道路として指定されている路線沿道地区においては、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進するため、防火・準防火地域の指定の検討に取り組みます。
- 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条により、木造建築物等の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置の指導を図ります。
- 大規模地震等に伴い発生する火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地となる公園や緑地等のオープンスペースの確保を図ります。
- 主要な道路沿道での建築物の不燃化の促進を図ります。

■関連する主な施策

- ・防火・準防火地域の指定
- ・建築基準法第22条及び第23条区域の指定
- ・都市防災不燃化促進の周知
- ・都市公園の整備
- ・緑地の保全
- ・公園施設の長寿命化

③家庭・事業所内での災害対策等の推進【再掲】（1-1③）

- 大規模地震等による火災の発生防止、早期発見及び延焼防止のため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進し、定期的な点検、機器更新の普及・啓発を図ります。
- 家庭・事業所内での食料・飲料水等の備蓄や家具・什器の転倒防止等の防災知識の普及・啓発等により、家庭・事業所内の地震対策を推進します。

■関連する主な施策

- ・住宅用火災警報器の設置促進
- ・感震ブレーカーの設置普及

④常備消防・救急体制の強化【再掲】（1-1④）

- 消防用自動車更新計画に基づき、消防車両の計画的な更新や機材の充実、消防職員の知識と技術の向上を図り、消火や救急活動に速やかに対応できる体制を整備します。
- 救急や警防活動の各種計画、年間計画に基づく活動訓練等を行います。
- 公共施設のAED（自動体外式除細動器）を市民の目につきやすい屋外に設置し、市民の救命率の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・消防車両の更新
- ・消火栓の改修
- ・活動訓練等の実施
- ・AEDの屋外設置

⑤消防団の強化【再掲】（1-1⑤）

- 被災後の活動等に従事する人員を確保するため、消防団充実強化計画に基づき消防団員の加入を促進し、装備品等を整備するとともに、消防用自動車更新計画に基づき消防団車両を更新し、地域防災力の向上を図ります。

■関連する主な施策

- ・消防団員の加入促進
- ・消防団装備品の整備
- ・消防団車両の更新

⑥自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】（1-1⑩）

- 地域の特性に応じた防災訓練の実施や自主防災組織への資器材の交付等により、自主防災組織の充実・強化を進めて地域防災力の向上を図ります。
- 市民（バイスタンダー）による応急手当の普及のために、救命講習の開催回数の増加を図ります。
- 避難所運営マニュアルをもとに、訓練等の活動を実施し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進め、各避難所が円滑に機能する体制を整えます。

■関連する主な施策

- ・自主防災組織への資器材交付
- ・救命講習の推進
- ・避難所運営体制の整備・充実

⑦大規模火災時の連携強化

- 大規模火災時の消防用水の確保を目的として締結した応援協定の運用について、実災害を想定した初動連絡体制等を整備します。

⑧被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定体制の充実【再掲】（1-2③）

- 国や千葉県の実施する被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士に関する養成講習会及び実務研修への職員の参加により、専門性の高い職員の養成を図ります。

⑨防火対象物等への立入検査体制の充実【再掲】（1-2⑤）

- 防火対象物や危険物施設等の安全性を維持するため、定期的な立入検査を実施します。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（1）現状と課題

- 緊急輸送道路となっている道路沿道を中心に、地震時にも建物が倒壊し、道路

を閉塞させないような対策を進めていくことが必要です。
○道路啓開の体制を整備していくことが必要です。

(2) 推進方針

①沿道建築物の耐震化の促進

- 地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路等の沿道の既存建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、千葉県とも連携しながら耐震化を促進します。
- ブロック塀の倒壊防止のために、所有者による自主的な点検、補強が図れるよう、技術的な相談、指導に努めるとともに、小学校、幼稚園等の通学路に面するブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものについて改善指導を実施します。

■関連する主な施策

- ・既存建築物の耐震診断・改修の促進
- ・住宅耐震改修の促進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業

②道路啓開体制等の検討【再掲】(5-3⑥)

- 道路啓開について、国や千葉県等と連携し、優先順位や役割分担、ライフライン供給ルート確保等について予め検討を進め、体制の整備を図ります。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) 現状と課題

- 排水ポンプの機能不全による浸水の防止が必要です。

(2) 推進方針

①公共下水道排水ポンプの代替性の確保

- 市内にあるポンプ場施設に予備用のマンホールポンプを設置し、中沢東ポンプ場施設には非常用電源を設置する等、非常時の稼働が可能となる対策を充実します。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(1) 現状と課題

- 複数の水源地となる河川を有する本市では、河川等において有害物質が流出した際の対応の体制の整備等が必要です。
- 東日本大震災の際の原子力発電所事故に起因する放射性物質が拡散したような事態への対応を整理していくことが必要です。

(2) 推進方針

①災害廃棄物処理計画に基づく有害廃棄物処理体制の構築

- 自然災害発生時にアスベスト等の汚染物質の発生、飛散及び流失防止に向けて、鎌ヶ谷市災害廃棄物処理計画に基づいて専門業者による処理、処分を基本として関係団体等と協力関係の構築を図ります。
- 放射能汚染された廃棄物については、国の指示に基づき処理を行います。今後、放射線量が高い指定廃棄物が発生した場合は、国の許可なしに処理することができないため、処理可能になるまでの間、周辺住民等に影響が生じないよう対策を講じます。

②広域的な対応に向けた体制の整備

- 有害物質の流出による河川の水質汚染の影響を最小限にするために、流域自治体との連絡体制を含めて広域的な対応に向けた体制の整備を図ります。

③放射線モニタリング体制の整備

- 千葉県と連携しながら、全庁的な体制で放射線量の測定を行い、放射性物質による環境への影響について把握し、市ホームページ等で速やかに市民に周知します。

④市民への情報提供や知識の普及・啓発

- 平常時より市民に有害物質の情報提供や対処方法の周知を進めます。

⑤消防における特殊災害等の対応の充実

- 危険物施設の安全性を維持するため、定期的な立入検査を行います。
- 迅速かつ的確な活動を確実なものとするため、特殊災害（C B R N E 災害（※））訓練を計画的に行います。
- 特殊災害に係る外部研修に職員を派遣し、高度な知識と技術の習得を図ります。

7-5 風評被害等による影響

(1) 現状と課題

- 自然災害発災後の適切な情報発信による地域イメージの悪化防止に向けた対策が必要です。
- 農作物についての風評被害が発生した際の対応を整備していくことが必要です。

(2) 推進方針

① インターネットを活用した情報発信

- 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信する体制を整備するとともに、インターネットを活用したかまがや安心eメールや市ホームページ、SNS等の多様な手段により積極的な情報発信に努めます。

② 関係機関との連携による対応体制の強化

- 消費者へ適切な情報発信を行うため、国・千葉県・農業者団体等との連携の強化を図ります。
- 鎌ヶ谷市商工会と緊密な連携を図り、商工会で把握した情報と市で把握した情報を取りまとめ、市及び商工会が保有する情報伝達手段を用いて周知する等の対応を行います。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 現状と課題

- 農地・樹林地・緑地の管理を適切にしていくことが必要であり、そのための所有者の調査や平常時での管理の呼びかけ等が必要です。
- 地域の保水力を維持するためにも遊休農地や樹林地への対応も必要です。

(2) 推進方針

① 農地等の適切な保全管理

- 農地は、農産物の供給や観光農園等の機能のほか、良好な環境の保全や景観の形成、緑の確保等、多様な機能を有しており、この機能を最大限発揮するとともに、都市農業の振興を図るため、農地の有効活用及び適切な保全策を推進します。

②樹林地の適切な保全管理

○水源のかん養や地球温暖化防止等、樹林地の有する多面的機能を発揮させるため、間伐等の維持管理を推進し、計画的で適切な樹林地の環境保全を進めます。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 現状と課題

○災害発生からの速やかな復旧・復興のためにも災害廃棄物処理についての処理体制や仮置場の確保等の体制を整えておくことが求められています。

(2) 推進方針

①災害廃棄物処理体制の構築

○国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂）」を踏まえ、鎌ヶ谷市災害廃棄物処理計画を推進し、災害廃棄物の処理に関する人員体制や仮置場の確保等、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して迅速な運用に向けた仕組みの構築を進めます。

■関連する主な施策

- ・ 災害廃棄物処理計画の推進
- ・ 災害廃棄物処理体制の整備

②道路啓開体制等の検討【再掲】（5-3⑥）

○道路啓開について、国や千葉県等と連携し、優先順位や役割分担、ライフライン供給ルートの確保等について予め検討を進め、体制の整備を図ります。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 現状と課題

○復旧・復興業務を担う必要な人材を確保するため、災害復旧を担う建設業者との連携強化や外部からの派遣応援人員の受入れ体制の整備等を進めていくことが必要です。

(2) 推進方針

①防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

○災害発生後においては、市内の建設業者等と情報を共有し、連携して道路啓開等への対応を図るとともに、平常時より応急業務協定等の締結による民間事業者との連携強化を進めます。

■関連する主な施策

・建設業者等との災害時応急業務協定等の締結

②人的支援の受入れ体制の整備

○市外からの人的支援を円滑に受け入れ、迅速に被災地を支援できるよう、受援計画の策定を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携の強化を図ります。【再掲】（2-2④）

■関連する主な施策

・受援計画の策定

③被災証明書交付体制の充実

○大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧・復興を図るため、被災証明書の交付に係る建物被害認定を行うための職員の養成を推進するとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進し、認定体制の充実を図ります。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 現状と課題

○速やかな被災者の生活再建を支援しながら被災地の復旧・復興を進めていくための体制を事前に確立していくことが必要です。

(2) 推進方針

①生活再建支援の体制の充実

○被災から生活再建までを一元的に管理し迅速な復旧・復興を図るため、被災者台帳の作成を行う仕組みの構築を進めます。

○被災者再建支援制度の周知を図るとともに、鎌ヶ谷市災害見舞金の支給や住宅復旧融資金利子補給等の生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の充実を図ります。

②応急時の住宅の提供の推進【再掲】（1－3③）

○円滑に応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供ができるよう、応急仮設住宅建設適地の検討等を推進します。

○空き住戸を被災者の住居として提供ができるよう、市営住宅の長寿命化を推進します。

■関連する主な施策

- ・ 応急仮設住宅建設適地の検討
- ・ 市営住宅の長寿命化事業

③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上

○地域の特性に応じた防災訓練の実施や自主防災組織への資器材の交付等により、自主防災組織の充実・強化を進めて地域防災力の向上を図ります。【再掲】（1－1⑩）

○避難所運営マニュアルをもとに、訓練等の活動を実施し、避難所運営委員会の活動の充実を図るとともに、組織が設立されていない地域は設立の準備を進め、各避難所が円滑に機能する体制を整えます。【再掲】（1－1⑩）

■関連する主な施策

- ・ 自主防災組織への資器材交付
- ・ 避難所運営体制の整備・充実

④住宅・民間建築物の耐震化等の推進【再掲】（1－1⑪）

○地震による被害軽減を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の補助制度等の周知・活用の促進に取り組み、住宅の耐震化を推進します。

○千葉県と連携して、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進します。

○空家等対策計画に基づき、空家等の適正な管理や有効活用等を推進します。

■関連する主な施策

- ・ 住宅耐震改修の促進
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 空家等への対策

8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 現状と課題

- 被災地の復旧・復興を進めていくための基幹的なインフラの強靱化や代替手段の確保を事前に整備していく必要があります。

(2) 推進方針

①北千葉道路の整備の促進【再掲】(5-3①)

- 災害時における緊急輸送道路の機能をより発揮させるため、北千葉道路の整備を国、千葉県に要請します。

■関連する主な施策

・北千葉道路の整備

②国道・県道の整備・改良の促進【再掲】(5-3②)

- 国道・県道の整備・改良を千葉県に要請し、連携して事業を促進します。

■関連する主な施策

・国道・県道の整備・改良

③都市計画道路等の整備【再掲】(5-3③)

- 都市計画道路整備プログラムや道路ネットワークを踏まえ、都市計画道路や新京成線連続立体交差事業に伴う側道等の整備を進めます。

■関連する主な施策

・都市計画道路等の整備

④道路及び土木構造物等の防災力の強化

- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備・改良を要請します。【再掲】(2-1③)
- 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進し、無電柱化の推進を要請します。【再掲】(5-1③)
- 地盤の液状化による道路、橋梁等の被害を最小限にするため、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭等の打設対策等の実施に努めるとともに、道路維持補修により道路の破損箇所を交通に支障がないよう修繕し、適正な維持管理を行っていき、橋梁における老朽化対策を実施します。また、歩道

等整備事業により各種安全施設の整備を行い、安全かつ円滑な避難のできる歩道等を確保します。【再掲】（5－3④）

■関連する主な施策

- ・ 緊急輸送道路となる国道・県道の整備・改良の要請
- ・ 土木構造物の耐震等の推進
- ・ 鎌ヶ谷市橋梁長寿命化修繕計画の推進（老朽化対策）
- ・ 歩道等の整備
- ・ 住宅耐震改修の促進
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業

⑤駅周辺の交通基盤の充実【再掲】（1－1⑪）

- 駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、災害時には、交通拠点、避難拠点になり得ることから、早期整備を進めます。
- 自由通路を整備することにより、災害時における駅利用者の避難路を確保します。

■関連する主な施策

- ・ 駅前広場の整備
- ・ 自由通路の整備

⑥輸送手段の確保体制の構築【再掲】（6－4⑥）

- 災害時における臨時バスやタクシー等の代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保を図ります。

2 リスクシナリオごとのプログラム(施策群)表

これまで示してきたリスクシナリオごとの推進方針における施策を施策分野ごとに再整理し可視化した表として、次頁以降に示します。

○プログラム(施策群)表の【再掲】の表記について

推進方針の内容を全て再掲している場合【再掲】(○-○○)と表記し、その一部のみを再掲している場合、【再掲】と表記しています。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	③家庭・事業所内での災害対策等の推進 ⑤公共施設の耐震化等 ⑧常備消防・救急体制の強化 ⑨消防団の強化 ⑩自主防災組織の強化等による地域防災力の向上	②市街地の不燃化の推進 ⑥緊急時の避難用の道路の整備 ⑦無電柱化の推進の要請 ⑪駅周辺の交通基盤の充実		⑤公共施設の耐震化等	
		ソフト対策(仕組み・体制)	③家庭・事業所内での災害対策等の推進 ⑧常備消防・救急体制の強化 ⑨消防団の強化 ⑩自主防災組織の強化等による地域防災力の向上	①住宅・民間建築物の耐震化等の推進 ②市街地の不燃化の推進	③家庭・事業所内での災害対策等の推進 ④防災知識の普及・啓発		
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①公共施設の耐震化等【再掲】(1-1⑤)			①公共施設の耐震化等【再掲】(1-1⑤) ④福祉施設の耐震化	
		ソフト対策(仕組み・体制)	③被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定体制の充実 ⑤防火対象物等への立入検査体制の充実	②住宅・民間建築物の耐震化等の推進【再掲】			
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①浸水対策の推進 ③応急時の住宅の提供の推進			②集中豪雨等に対応した排水施設の整備・保全
		ソフト対策(仕組み・体制)		①浸水対策の推進			
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市内の脆弱性が高まる事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策 ④応急時の住宅の提供の推進【再掲】(1-3③)			
		ソフト対策(仕組み・体制)	③富士山等噴火による降灰対策	①激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策 ②土砂災害に関する情報発信・意識啓発の実施			
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①行政による情報処理・発信体制の整備 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩)				
		ソフト対策(仕組み・体制)	①行政による情報処理・発信体制の整備 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩)			②避難行動要支援者避難支援制度の推進	

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

目標 8

第 5 章

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	②被災地における物資の確保 ④自家発電設備の整備	③道路施設の防災力の強化			①応急給水体制の構築
		ソフト対策(仕組み・体制)	②被災地における物資の確保		⑤備蓄の推進		
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①常備消防・救急体制の強化【再掲】(1-1⑧) ②消防団の強化【再掲】(1-1⑨) ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩) ⑤消防庁舎の維持管理 ⑥消防・救急活動体制の確保				
		ソフト対策(仕組み・体制)	①常備消防・救急体制の強化【再掲】(1-1⑧) ②消防団の強化【再掲】(1-1⑨) ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩) ④災害時協力体制の整備				
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)			②医療施設における非常用電源の確保		
		ソフト対策(仕組み・体制)	①災害時の石油類燃料の確保		②医療施設における非常用電源の確保		
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①帰宅困難者対策の充実				
		ソフト対策(仕組み・体制)	①帰宅困難者対策の充実		①帰宅困難者対策の充実	①帰宅困難者対策の充実	①帰宅困難者対策の充実
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		②道路施設の防災力の強化【再掲】		①災害時医療体制の強化	
		ソフト対策(仕組み・体制)				①災害時医療体制の強化 ③人的支援の受入れ体制の整備	
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	④感染防止資器材の備蓄			①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施 ③避難所における衛生管理	①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施 ②下水道施設の適切な維持・管理・運用
		ソフト対策(仕組み・体制)				①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施 ③避難所における衛生管理	①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施 ②下水道施設の適切な維持・管理・運用 ③避難所における衛生管理

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目 標 1

目 標 2

目 標 3

目 標 4

目 標 5

目 標 6

目 標 7

目 標 8

第 5 章

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する			個別施策分野					
			1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)						
		ソフト対策(仕組み・体制)	①警察等による交通規制					
3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩) ⑤公共施設の耐震化等【再掲】(1-1⑤) ⑥消防庁舎の維持管理【再掲】(2-2⑤) ⑦消防・救急活動体制の確保【再掲】(2-2⑥)			⑤公共施設の耐震化等【再掲】(1-1⑤)		⑧避難所等の電源確保
		ソフト対策(仕組み・体制)	①業務継続計画の適切な運用 ②広域的な相互応援体制の確立 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩) ④総合防災訓練等の実施					

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目 標 1

目 標 2

目 標 3

目 標 4

目 標 5

目 標 6

目 標 7

目 標 8

第 5 章

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①防災情報の収集機能の強化と多様化 ②災害時の非常用電源の確保				
		ソフト対策(仕組み・体制)	②災害時の非常用電源の確保				
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-5①)				
		ソフト対策(仕組み・体制)	①行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-5①)				
4-3	防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-5①)				
		ソフト対策(仕組み・体制)	①行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-5①)				
4-4	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					
		ソフト対策(仕組み・体制)				①郵便事業者における事業継続計画(BCP)の策定・見直し支援 ②災害時協力体制の整備	

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目 標 1

目 標 2

目 標 3

目 標 4

目 標 5

目 標 6

目 標 7

目 標 8

第 5 章

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		③道路施設の防災力の強化【再掲】			
		ソフト対策(仕組み・体制)				①民間企業における事業継続計画(BCP)の策定促進支援 ②各種制度の活用による支援	
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		②燃料供給ルートの確保			②燃料供給ルートの確保
		ソフト対策(仕組み・体制)				①民間企業における事業継続計画(BCP)の策定促進支援【再掲】 ②燃料供給ルートの確保	
5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①北千葉道路の整備の促進 ②国道・県道の整備・改良の促進 ③都市計画道路等の整備 ④道路施設の防災力の強化【再掲】 ⑤駅周辺の交通基盤の充実【再掲】(1-1①)			
		ソフト対策(仕組み・体制)	⑥道路啓開体制等の検討				
5-4	金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					①金融機関の耐災害性の向上、事業継続計画(BCP)策定等の促進支援
		ソフト対策(仕組み・体制)					①金融機関の耐災害性の向上、事業継続計画(BCP)策定等の促進支援
5-5	食料等の安定供給の停滞	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①被災地における物資の確保【再掲】(2-1②)	②道路施設の防災力の強化【再掲】			
		ソフト対策(仕組み・体制)	①被災地における物資の確保【再掲】(2-1②)				

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

目標 8

第 5 章

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	①災害時における業務継続体制の構築				
		ソフト対策(仕組み・体制)	①災害時における業務継続体制の構築 ②ライフライン事業者等との連携強化 ③道路啓開体制等の検討【再掲】(5-3⑥)				
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					①応急給水体制の構築【再掲】(2-1①)
		ソフト対策(仕組み・体制)					
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					①下水道施設の整備・充実、耐震化【再掲】
		ソフト対策(仕組み・体制)					①下水道施設の整備・充実、耐震化【再掲】
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①北千葉道路の整備の促進【再掲】(5-3①) ②国道・県道の整備・改良の促進【再掲】(5-3②) ③都市計画道路等の整備【再掲】(5-3③) ④道路施設の防災力の強化【再掲】 ⑤駅周辺の交通基盤の充実【再掲】(1-1⑩)			
		ソフト対策(仕組み・体制)	⑥輸送手段の確保体制の構築 ⑦道路啓開体制等の検討【再掲】(5-3⑥)				
6-5	異常渇水等により飲料水等の供給の途絶	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					①応急給水体制の構築【再掲】(2-1①)
		ソフト対策(仕組み・体制)			②家庭・事業所内での災害対策等の推進		

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

目標 8

第 5 章

7 制御不能な二次災害を発生させない		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
7-1 市街地での大規模火災の発生	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	③家庭・事業所内での災害対策等の推進【再掲】(1-1③) ④常備消防・救急体制の強化【再掲】(1-1⑧) ⑤消防団の強化【再掲】(1-1⑨) ⑥自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩)	①延焼防止等に資する緑地の確保 ②市街地の不燃化の推進【再掲】(1-1②)				
	ソフト対策(仕組み・体制)	③家庭・事業所内での災害対策等の推進【再掲】(1-1③) ④常備消防・救急体制の強化【再掲】(1-1⑧) ⑤消防団の強化【再掲】(1-1⑨) ⑥自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩) ⑦大規模火災時の連携強化 ⑧被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定体制の充実【再掲】(1-2③) ⑨防火対象物等への立入検査体制の充実【再掲】(1-2⑤)	①延焼防止等に資する緑地の確保 ②市街地の不燃化の推進【再掲】(1-1②)	③家庭・事業所内での災害対策等の推進【再掲】(1-1③)			
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①沿道建築物の耐震化の促進				
	ソフト対策(仕組み・体制)	②道路啓開体制等の検討【再掲】(5-3⑥)	①沿道建築物の耐震化の促進				
7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①公共下水道排水ポンプの代替性の確保				
	ソフト対策(仕組み・体制)						
7-4 有害物質の大規模拡散・流出	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)						①災害廃棄物処理計画に基づく有害廃棄物処理体制の構築
	ソフト対策(仕組み・体制)	⑤消防における特殊災害等の対応の充実		④市民への情報提供や知識の普及・啓発			①災害廃棄物処理計画に基づく有害廃棄物処理体制の構築 ②広域的な対応に向けた体制の整備 ③放射線モニタリング体制の整備 ④市民への情報提供や知識の普及・啓発
7-5 風評被害等による影響	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)						
	ソフト対策(仕組み・体制)	①インターネットを活用した情報発信				②関係機関との連携による対応体制の強化	
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					①農地等の適切な保安全管理	②樹林地の適切な保安全管理
	ソフト対策(仕組み・体制)						

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目 標 1

目 標 2

目 標 3

目 標 4

目 標 5

目 標 6

目 標 7

目 標 8

第 5 章

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を整備する		個別施策分野					
		1. 行政機能・消防等	2. 都市基盤	3. 安全教育	4. 保健・医療・福祉	5. 産業	6. 環境
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					①災害廃棄物処理体制の構築
		ソフト対策(仕組み・体制)	②道路啓開体制等の検討【再掲】(5-3⑥)				①災害廃棄物処理体制の構築
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)					
		ソフト対策(仕組み・体制)	①防災・減災の担い手(建設業)の確保等の推進 ②人的支援の受入れ体制の整備【再掲】(2-2④) ③被災証明書交付体制の充実				①防災・減災の担い手(建設業)の確保等の推進
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)	③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】	②応急時の住宅の提供の推進【再掲】(1-3③)			
		ソフト対策(仕組み・体制)	①生活再建支援の体制の充実 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上【再掲】	④住宅・民間建築物の耐震化等の推進【再掲】(1-1①)		①生活再建支援の体制の充実	
8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ハード整備(土木インフラ・施設・設備・備品)		①北千葉道路の整備の促進【再掲】(5-3①) ②国道・県道の整備・改良の促進【再掲】(5-3②) ③都市計画道路等の整備【再掲】(5-3③) ④道路及び土木構造物等の防災力の強化【再掲】 ⑤駅周辺の交通基盤の充実【再掲】(1-1①)			
		ソフト対策(仕組み・体制)	⑥輸送手段の確保体制の構築【再掲】(6-4⑥)				

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

目 標 1

目 標 2

目 標 3

目 標 4

目 標 5

目 標 6

目 標 7

目 標 8

第 5 章

第5章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

本市の過去の災害履歴や地域特性を踏まえて、設定したリスクシナリオのうち、特に重点的な対応が必要なリスクシナリオを以下の表の9項目と設定します。

重点化に当たっては、本市の地域特性や過去の災害履歴、防災基礎調査の結果等を踏まえ、第一に地震や火災、浸水といった市全域において影響の大きくなる可能性が高い災害リスク（1-1、1-2、1-3）や二次災害の発生（7-1、7-2）を回避すること、第二に災害発生直後の対応でより優先度が高いと考えられる事項（2-2、3-2、5-3、6-4）としています。

重点化したリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市内の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート of 途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重点化したリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
	4-4	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4	金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水等により飲料水等の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	風評被害等による影響
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点化したリスクシナリオ

2 進捗状況の把握

本計画で示した推進方針のうち、鎌ヶ谷市総合基本計画実施計画との整合・調和を保ちつつ、整理した施策についてはアクションプログラムとして位置づけています。計画の進捗は、アクションプログラムの施策の進捗により把握していくこととします。

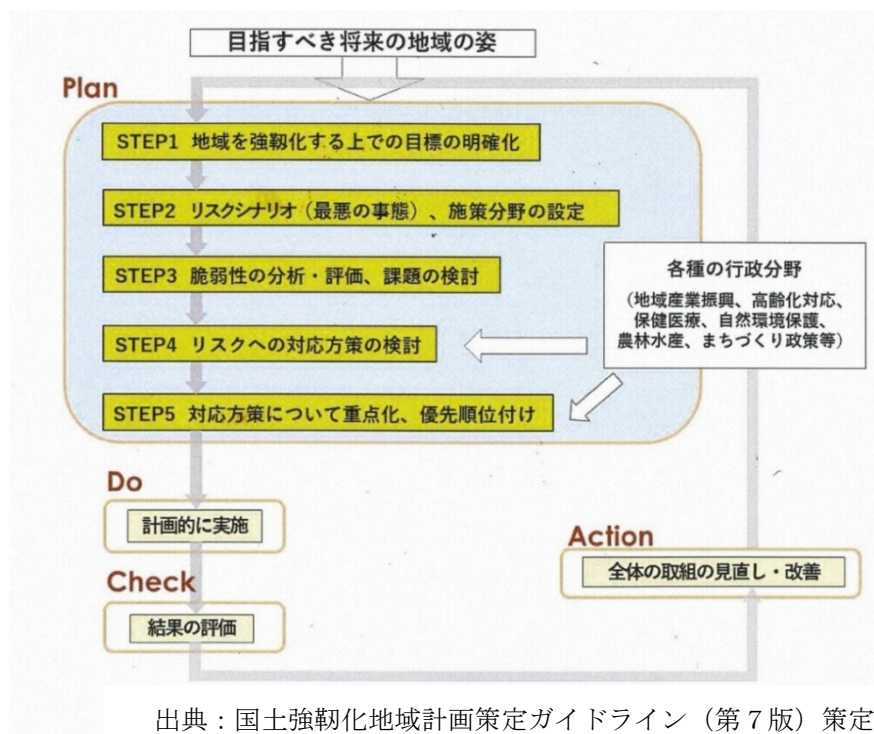
「アクションプログラム編」は、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画との整合・調和を保ちつつ、「基本計画編」第4章に掲げたリスクシナリオごとの推進方針に示した主な施策のうち、特に重点化すべき国土強靱化に関する市の具体的な事業・取組みを位置づけたものです。

3 計画の見直し

本計画は、計画(Plan)、実施(Do)、結果の評価(Check)、見直し(Action)のサイクルの中で、掲げた施策の有効性を確認しながら、効果的な国土強靱化の取組みを推進します。ただし、アクションプログラム編で実施する事業の中で、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画に位置づけられているものについては、その事業費及び事業内容を当該計画に記載された内容のとおりとしていることから、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画の改訂をもって「アクションプログラム編」の事業内容を改訂したものとします。

また、本計画は、計画期間中であっても、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

PDCAサイクルによる計画の実施と見直し



用語集

頁	用語	解説
4 5 4 6	一時滞在施設	災害時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のことをいいます。
3 2 3 3 6 7	感震ブレーカー	地震の大きな揺れを感知すると自動的にブレーカー等を落とし電気を遮断、停電が復旧した時等に発生する電気火災を防止するための装置です。
1 4 1 5 1 9 3 1 3 3 4 1 4 2 4 6 4 7 5 5 5 6 5 7 5 8 5 9 6 0 6 3 6 4 6 6 6 8 6 9 7 6 7 7	緊急輸送道路	大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路のことです。 千葉県では、隣接都県との連携強化及び県庁と主要都市等を相互に結ぶ高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路とこれらの道路から千葉県の本庁舎及び県土整備部出先機関や空港及び主要港湾へ通じる道路などを緊急輸送道路1次路線として、4 4ルート、1, 4 5 4. 3 k mを指定しています。 また、第1次路線と市町村役場、主要な防災拠点(救急物資等の備蓄地点等)を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道を緊急輸送道路2次路線として、6 4ルート、7 1 0. 3 k mを指定しています。
6 2	下水道事業ストックマネジメント計画	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画です。
4 5 4 6	災害時帰宅支援ステーション	災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のことをいいます。

用語集

頁	用語	解説
24 26 55 56 61 87 89 96	サプライチェーン	製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までをひとつの連続したシステムとして捉えたときの名称のことです。
35 58 64 77	自由通路	既存の駐車場で鉄道と交差し、専ら歩行者の通行の用に供する道路又は通路等をいいます。
29 40 52 53	冗長性	余分な部分が付加されていること、また、それにより機能の安定化が図られていることをいいます。特にコンピュータネットワークで、情報を伝達する際に、情報が必要最小限よりも数多く表現されることをいいます。これにより安定的に情報伝達を行うことができます。
51	自立・分散型エネルギー	地域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのことです。
38	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち以下のいずれかの要件を満たすものです。(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインによる) ①盛土の面積が3,000㎡以上(谷埋め型大規模盛土造成地) ②盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上(腹付け型大規模盛土造成地)
18	電話の輻輳	一定時間内に電話が集中することで発生する「電気通信網の渋滞」の状態をいいます。
16	都市計画公園	都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設をいいます。 「都市公園」は供用されているものですが、一方「都市計画公園」は供用されていなくても、都市計画に定められたものは「都市計画公園」といいます。

用語集

頁	用語	解説
1 6 3 3 6 6 6 7	都市公園	都市公園法に定義されているもので、「都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの」及び「地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地」をいいます。この他に国が設置する公園又は緑地もあります。 「都市公園」は、運動公園など都市住民全般の利用を目的とした都市基幹公園や、地区公園、近隣公園、街区公園など近くに居住する人の利用を目的とした住区基幹公園などに分類されています。
2 6 5 8 6 1 6 5 6 9 7 3 7 4 8 7 8 9 9 1 9 3 9 6	道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けることです。
3 5 4 0 4 3 5 0 6 8	バイスタンダー	救急救命関連の用語として使用する場合の「救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）」のことを指します。
3 6 6 8 7 9 9 1	被災建築物応急危険度判定	大地震により、被災した建築物を調査し、人命にかかわる二次的災害を防止するために、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することをいいます。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供します。
3 6 6 8	被災建築物応急危険度判定士	千葉県が開催する「応急危険度判定士認定講習会」を受講し、知事の認定を受けて応急危険度判定を行う者をいいます。

用語集

頁	用語	解説
36 68 79 91	被災宅地危険度判定	大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るため、現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を判定することをいいます。判定結果は、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。
36 68	被災宅地危険度判定士	一定の資格・経験を有する土木又は建築技術者で、判定士養成講習会を受講し、知事の登録を受けた者をいいます。
30 39 40 79	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいいます。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定義され、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。
17	微地形	1/50,000や1/25,000の縮尺の地形図上には明瞭に表現しにくいほど、小規模で微細な起伏をもつ地形をいいます。
48 49 54 55 56 59 62 63 87	BCP	BCPとは業務（事業）継続計画（Business Continuity Plan）であり、災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。
70	CBRNE災害	「化学：Chemical」、「生物：Biological」、「放射性物質：Radiological」、「核：Nuclear」、「爆発物：Explosive」を指す言葉。テロ攻撃の手段や大規模な事故災害の原因となるものを示します。
40 52 53 71	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。インターネットを通じて登録された利用者同士が交流できるサービスのこと。

資料：千葉県国土強靱化地域計画、国土交通省資料他

五十音順・ABC順